福祉文教委員会会議録

令和5年8月8日(火)

(開 会) 10:02

(閉 会) 15:12

【案件】

- 1. 図書館について
- 2. 虐待の予防事業について

【報告事項】

1. 公用車による交通事故の発生について

(高齢介護課)

○委員長

ただいまより福祉文教委員会を開会いたします。市長から病気治療のため、本日の委員会を 欠席する旨の申出があっておりますので、ご了承お願いいたします。

では、「図書館について」を議題といたします。提出資料について執行部の説明を求めます。 ○生涯学習課長

「図書館について」の提出資料の説明をさせていただきます。今回は「市立図書館の基本方針や利用案内・統計及び年間行事に関する概要」のほか、「子ども図書館整備事業及びイイヅカコミュニティセンター大規模改修事業の概要」について、資料を提出させていただいております。

それでは、資料の1ページをお願いいたします。図書館の定義につきましては、図書館法第2条に規定されておりますが、現在の市立図書館5館体制は、平成18年3月の1市4町合併に伴い、旧飯塚市・筑穂町・庄内町の各市町立図書館と、旧穂波町・頴田町の公民館図書室等を母体として開始されたものですので、旧市町単位で設置されております。また、運営の基本方針としましては、資料に記載しております3大項目に沿って、市民の皆様にとって、「いつでも」「だれでも」「どこからでも」、必要とされる知識と情報を提供できることを念頭に、「地域の情報収集拠点」としての運営を目指しておるものでございます。

次に2ページをお願いいたします。市立図書館5館ごとの職員配置数及びその職種ごとの内 訳数となっております。中央館として各館に指示命令を出します飯塚館に館長・統括チーフ及 び経理担当者を配置するほか、各館の施設規模に応じて必要なスタッフを配置している状況で ございます。なお、本年、令和5年4月1日より、市立図書館5館全館での指定管理を開始し ておりますが、今年度の指定管理料といたしましては、1億2063万2千円となっておりま す。

次に3ページをお願いいたします。市立図書館の開館時間・休館日・利用登録できる方及び貸出条件を記載しております。内容は記載のとおりでございますが、平成30年10月より、近隣、嘉麻市及び桂川町との相互利用を開始しており、2市1町の各図書館での利用条件に基づき、別途、各市町での利用登録を行っていただくことにより、各館資料の貸出しができるようになっております。

次に4ページをお願いいたします。市立図書館5館の令和4年度の利用状況となっております。蔵書数については、飯塚館だけで全体の半数以上、55.6%を占めておりますが、そのほかの特徴としましては、穂波館は資料数自体は少ないものの、児童書の割合が他館よりも多く、40.7%となっております。また、年間の貸出冊数・貸出人数・来館者数につきましては、過年度の比較推移資料を記載しておりませんが、その状況といたしましては、コロナ禍前の数字には戻ってはいないものの、年々増加傾向となっておりますので、今後も同様の傾向が

続くものと考えております。

続きまして、5ページをお願いいたします。5ページから6ページにかけまして、市立図書館の主な年間行事を項目ごとにリストアップして記載しております。中でも定番行事であります「おはなし会」をはじめ、現在は子育て支援課との連携により実施しております「ブックスタート」事業、小学生の職業体験の場として人気のあります「一日図書館職員体験」のほか、成人向けの実用的な講座や、サイエンスモールに代表されます、大学等各種団体との連携事業、さらには小学校への出前授業や施設見学の受け入れなど、ボランティア団体や外部団体との連携・協力の下、年間を通して、市立図書館各館において様々な事業・イベントを実施しております。

続きまして、7ページをお願いいたします。子ども図書館整備事業につきましては、子どもとその保護者に安心・快適な読書環境を提供し、読書を楽しみ、読書を通じた成長を支援するために、そのきっかけ作りとなるような施設を整備するものでございます。 1市4町の合併から程なく、自治会連合会穂波支部等より、子ども図書館整備の要望書が過去には提出されておりましたが、本計画では、既存の穂波図書館及び旧穂波郷土資料館を含む施設全館を、改めて子ども図書館として改修し、市内他館にはない特色のある、特徴的な機能等を持たした図書館として整備する予定でございます。 4. 今後のスケジュールにありますとおり、現在、設計業務委託を開始しており、設計事業者や建築課職員等との打合せを行っておりまして、来年3月には子ども図書館としての計画全貌が確定する予定となっておりますので、詳細が確定次第、今後も適宜報告させていただきます。

最後に8ページをお願いいたします。イイヅカコミュニティセンター大規模改修事業につきましては、平成8年建築の当該施設の老朽化に伴い、今後の施設の維持管理及び快適・安全な環境確保のために、大規模改修を実施するものでございます。施設概要や改修内容につきましては、資料記載のとおりでございますが、空調・排水・衛生設備等の基幹設備全般に不具合が発生している状況でございますので、外観・内装などに関しても最低限必要な箇所は改修を行い、見た目だけでなく、市民の皆様にとって利用しやすい施設として改修事業を進めて行く予定でございます。なお、こちらの施設に関しましても、4.今後のスケジュールにありますとおり、来年5月には改修事業の計画全貌が確定する予定となっておりますので、詳細が確定次第、今後も適宜報告させていただきます。

以上、簡単ではございますが、「図書館について」の提出資料について、説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○永末委員

資料提出ありがとうございます。いろいろこの資料からも見てとれる部分があるんですけど、一方で、ちょっと知りたい情報が入ってないなという部分もちょっとありまして、ちょっとお聞きしたいんですけど、平成18年から指定管理ですかね、のほうに移って運営のほうをされていると思うんですけど、今、もう令和5年になりますんで、かなり年数もたっていますけど、過去の指定管理からのですね、どのタイミングで、平成何年ぐらいに指定管理を入れてきたのかというのをちょっと、過去の変遷みたいなのをちょっと答弁いただけますでしょうか。

○生涯学習課長

指定管理の経緯につきましては、平成20年度を皮切りに、20年度から5年間で24年度まで、そして2回目が25年度から29年度まで、そして、平成30年度から昨年、令和4年度までとなりまして、今年度が第4期目といいますか、の指定管理の期間となっております。

○永末委員

分かりました。今年度含めて合計4回ほど指定管理の募集をされているかと思うんですけど、 資料要求をお願いしたいんですけど、過去の指定管理の要領といいますか、要綱といいますか、 そういったのが今すぐいただけそうですか。もし難しければ、次回とかにご準備いただけます でしょうか。ちょっと資料要求を諮っていただけますでしょうか。

○生涯学習課長

申し訳ございません。今すぐには資料を用意してあるものがございませんので、よろしければ、次回また審議がございますので、そちらのほうで提出させていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

○委員長

お諮りいたします。ただいま永末委員から要求がありました資料については、要求すること にご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に次回資料の提出を求めます。ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

そういった形で、資料のほう、よろしくお願いします。過去4回されていると思うんですけど、その内容がどんな感じで変わってきたのか、変わってきてないのか、含めてですね、ちょっとその変遷等を含め、ちょっと確認したいと思います。現時点で、その要綱の中できちんと指定管理者のほうに運営していただかなくてはいけないと思いますので、そういった運営が現状できているのかというのをちょっと確認させていただきたいと思います。そのときに今いただいています資料のほうで、今年から5館ですかね、5館、移行したと思うんですけど、その5館の、何でしょう、例えば面積でありますとか、蔵書数とかは分かったんですけど、その建物自体の面積でありますとか、例えば何年ぐらい今経過してるのかとかですね、築年数でありますとか、そういった部分も含めて、次回で構いませんので、資料として図書館自体の概要といいますか、そういったのをちょっとハード的な部分の概要もまとめた部分をいただきたいと思いますけど、委員長のほうでお取り計らいのほどお願いします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま永末委員から要求があっております資料については提 出できますでしょうか。

○生涯学習課長

今、永末委員が言われましたとおりの資料につきましては、次回の資料提出のときに併せて 提出させていただこうと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長

お諮りいたします。ただいま永末委員から要求がありました資料につきましては、要求する ことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。ほかに質疑はありませんか。 ○兼本委員

子ども図書館の整備事業についてお尋ねいたします。今回、穂波館と併せて旧郷土資料館全館を改修して子ども図書館として整備をされるということですが、コンセプトとしては、子どもと保護者が安心快適な環境で読書ができ、読書の楽しみを体験する機会の提供及び読書力と読書を通じて生きる力を育成する支援環境の整備を行うというものということです。一体どのような子ども図書館の整備という、どうすればそのような支援ができる整備になるかというふうにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○生涯学習課長

子ども図書館でございますので、もちろん名前のとおり子どもを中心とした資料の整備という形で考えておりますけれども、まだ具体的な内容は今から詰めていくところではございますが、1階が今は図書館でございまして、2階が旧穂波郷土資料館として今は使われてない状況でございますので、1階には当然開架の図書館として、小さな子どもを中心に開架とか、保護者を中心にできるような蔵書構成で行いたいと思っておりますし、2階につきましては、まだ確定したものではございませんけれども、2階にももちろん、書架等の蔵書構成は置きながらも、まずは子どもに、本に親しむ環境をつくっていただきたい、本に親しむきっかけをつくる、そういった図書館を目指したいと思っていますので、そういった、単に本を配架するだけでなく、本とともに、いろんな体験を通じて、読書に親しむ環境ができるような図書館として整備したいというふうに考えております。

○兼本委員

具体的にはまだ考えてらっしゃらないということなんですかね。

○生涯学習課長

そうですね。今現状は先ほども少し申し上げましたけれども、設計業務がちょっと始まった ばっかりでございますので、もちろんうちのほうとしての案は持っているところがございます けれども、今設計業務の中で細かい内容について協議をしているところでございますので、ま たその辺が、内容が確定次第、適宜、またご報告はさせていただきたいと思っております。

○兼本委員

私はそこをちょっと聞きたかったわけですよ。どういうふうにするのか、子ども図書館とい うのが。例えばこの近郊で子ども図書館がある自治体はどちらがあるんですか。

○生涯学習課長

子ども図書館として、単独で言いますと、単独の子ども図書館としては、もちろん県立図書館にも横にございますけれども、それからあと北九州の中央図書館、そこがございます。単独館としては県内はそちらぐらいかなと。子ども図書館、児童館、子ども図書館としての機能を充実させる図書館は多々ございますけども、今回穂波館を単独館として子ども図書館といたしますが、単独館としての事例はなかなか少ない状況となっております。

○兼本委員

その子ども図書館の、どういったものが子ども図書館としての利用ができる、例えばその読み聞かせをするスペースができるのかとか、いろいろ体験関係を勉強するスペースができるのかとか、いろいろあると思うんですよね。例えばそれから、以前にある子ども図書館というのはやっぱりもう時代とともに変わってきていると思います。そういった中で、最新のものを飯塚市はつくっていくということだと思うんですけども、もしそういう子ども図書館という、今こういうふうに、ほかの市町、今おっしゃられたように、2館あると言われていましたよね。そういったところはこういうものがつくってありますよということとかがもし分かるような資料とかがあれば、提出していただければですね、私どもももう少し子ども図書館についての議論ができるのではないかというふうに考えているんですが、そういった資料というのをそろえることは可能ですか。

○生涯学習課長

実際に今申し上げた図書館とかにつきましても、私ども職員含めて視察等を今行っている状況でもございます。ただ、申し訳ございません。ちょっとすぐに提出できる資料がございませんので、よろしければそちらのほうもいろんな子ども図書館の事例等を含めたですね、皆様にご提供できる資料につきましては、また作成次第、こちらのほう、委員会のほうに提出させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○兼本委員

分かりました。なるべく早くお願いしたいと思うんですが、でき次第で構いませんけど、資

料要求を委員長のほうで、取り計らいをお願いいたします。

○委員長

お諮りいたします。ただいま兼本委員から要求がありました資料については、要求すること にご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。ほかに質疑はありませんか。 〇兼本委員

次、ちょっとすみません、イイヅカコミュニティセンター大規模改修事業についてです。建築工事改修内容というのがありますが、今ですね、1階が図書館でしょ。2階から、いろいろ会議室等があって、図書館利用以外の方が利用されてあるわけですよね。で、あそこは図書館と2階ってたしか空間が一緒になっていませんでしたっけ。上から声がすごい聞こえたりとかいうのがあって、何か図書館のほうももっと静かにしてほしいというような要望とかもあったと思うんですけども、この辺りの改修というのは、この中に何かよくちょっと分からなかったんですけども、お考えなのかどうか。

○生涯学習課長

今、質問委員が言われました図書館から、図書館は1階にございますけども、2階につきまして吹き抜け状態になっておりまして、2階の廊下とか、学習室、展示ホールのほうから、例えば人の出入りがあった際に、図書館のほうに人の声が流れるということで、いろいろ以前から苦情があったところでございます。その辺は私どもも十分熟知しておりますので、今回の改修に合わせてですね、何かしらの、吹き抜けといいますか、上の声が漏れないように、何か遮断するような方法はこの中で、改修の中で盛り込んでいきたいと、それは考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤堂委員

藤堂です。すみません1点だけ。資料のこれは4ページですかね、館内の利用状況のところなんですけど、これ庄内がよく借りられているなあというふうに見て思いました。一方で、頴田のほうはちょっと、比べると少ないなという印象があります。蔵書数であったり違いがあると思うんですけど、何かしらイベントの違いとかがあるのか、それとも、本の属性でこれだけ貸出し人数が違うのかというところなんですけど、どういうふうにお考えでしょうか。

○生涯学習課長

各館の利用状況につきましてございますが、そちらの資料にありますとおり、当然蔵書数によっては大きな違いがございまして、特に頴田館につきましては、圧倒的に蔵書数も含めて資料数が少ない状況でございます。また、イベントに関しましても、頴田館はどうしても規模が小さいところがございますので、なかなかイベントが行われてない状況でございます。庄内につきましては、蔵書数はほかのところよりもそんなに多いわけではございませんけれども、結構おはなし会だけじゃなくて、図書館まつりとか、そういったいろんなイベントを各種打っているところがございますので、それだけではないと思いますけれども、そういった意味で、図書館の利用は増えているんじゃないかなと、私どもはちょっと分析しております。

○藤堂委員

もし何かいい例があったら、もうぜひ、特色出してほかの館でもやっていただきたいなと思っています。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤堂委員

すみません1点だけ。ちょっと兼本さんと重なるかもしれないんですけど、ちょっともしよ

かったら資料の要求ができたらなというところで、各図書館の学習室の状況が分かる資料などがあれば、もしよければ、次回の委員会でも、その次でもいいんですけど、要求をしたいなと思いますが、委員長に取り計らっていただければと思います。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま藤堂委員から要求があっております資料は提出できますか。

○生涯学習課長

各館の学習室の状況につきましても、今手持ちの資料がございませんので、よろしければ次 回の委員会の際に提出させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長

お諮りいたします。ただいま藤堂委員から要求がありました資料については、要求すること にご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

すみません、こども図書館整備事業について、聞かせてください。資料の7ページになるかと思うんですけど、整備場所として穂波図書館及び旧穂波郷土資料館ということで、その整備内容については3番のほうで、旧穂波郷土資料館全館を改修して子ども図書館として、整備中というふうになっているんですけど、今、指定管理で入っているのは穂波図書館部分なのかなと思うんですけど、この旧穂波郷土資料館というのは、今は直営の状況なんでしょうか。

○生涯学習課長

穂波の郷土資料館、特に2階の旧穂波郷土資料館につきましては、現在もう10年以上もう 閉鎖の状況でございますので、職員は今配置してないところでございます。

○永末委員

この部分に、今も使ってないんですかねということですけど、この部分というのはもう完全な今、何もない空きスペースなのか、それとも郷土資料館なので、まだその資料等があったりするものなのか、もしあるんであれば、ここを子ども図書館として整備した場合にそういった蔵書はどこにどういうふうに配備されていくのか分かりますでしょうか。

○生涯学習課長

現在2階にあります旧穂波郷土資料館は、先ほど申しましたとおり閉鎖中でございますが、 過去のいろいろ出土品とか、そういった物がまだ現状として2階にはそのまま置いたままの状 況になっております。これにつきましては、一応今年度をめどに、他の公共施設なりに移管と いいますか、それをしていただくような形で、今、担当が所管課のほうにお願いをしている状 況ではございます。

○永末委員

それはなんですかね、資料館なので、歴史的な価値があるものだったりするのであれば、きちんとした保管というか、そういったのはすべきじゃないかと思うんですけど、そういった部分の配慮みたいなのはされているんですか。

○生涯学習課長

申し訳ございません。確かに今ある出土品等の資料につきましては、別の場所に移すという 形で担当課のほうにお願いしている状況ではございますけども、それが改めて、例えば展示す るとか、そういう方向であるとかいうのまでは、ちょっと私どももちょっと聞き及んではおり ませんで、ただ、こちらを子ども図書館にするに当たって、移管だけしていただく形なのかな というふうにはちょっと今考えております。

○永末委員

分かりました。ちょっともし、次回とかでも答弁ができそうでしたら少し調べていただければと思います。すみません。あと一点だけ、こういう図書館があって、その2階が資料館というのは、ほかの図書館でもそういう図書館が形態としてあるんじゃなかろうかと思うんですけど、この穂波のこの図書館、郷土資料館に関して、今回その子ども図書館にこの場所を選定したその経緯でありますとか、そういった理由でありますとか、そういった部分、ちょっと答弁いただけますか。

○生涯学習課長

もともとこの子ども図書館につきましては、先ほど少し申したかもしれませんけども、旧穂 波地区のほうで、合併当初といいますか、1市4町合併しまして、図書館が5館になった状況で、穂波図書館とか頴田図書館の存続についての議論がたしかされていた状況かと思っております。その中で、穂波図書館につきましては、特に地元のほうから、平成22年だったと思いますが、存続を求める声とともに、子ども図書館としての整備を望む声が地元の自治会等から出たところがございますので、そういったところもきっかけとなって、ちょっと10年以上たっておりますけれども、それが1番のきっかけかとは思っております。それとプラス、先ほども少し申し上げましたが、穂波図書館としての規模は小さくはありますけれども、現状として、一般書と児童書の割合で申しますと、児童書の割合が比較的多い図書館でございましたので、4割以上ございますので、そういった児童書に特化できる素地といいますか、土壌もございましたので、この穂波図書館を子ども図書館として改修すべきじゃないかというところで決めたところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤堂委員

すみません。ちょっと私も1点だけ。資料の3ページなんですけど、貸出しのところで団体のところがありますけれども、私よく交流センターとかに行かせていただいていて、よく子どもが本読んでいたり勉強していたりしているんですよね。ちょっと気になっていて、よかったら団体の内訳をちょっと知りたいなと思ってですね、そういう資料をもし持ち合わせていましたら、お答えいただければと思います。もしなければ、ちょっと、次の何ですかね、資料要求でもしよければ、委員長に取り計らっていただきたいなと思います。

○生涯学習課長

団体貸出しにつきましては利用状況等の資料はあったと思いますが、細かい内訳等となりますと、ちょっと作成等の必要が出てまいりますので、よろしければまたそれも次回資料として提出させていただければと思いますんで、よろしくお願いいたします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま藤堂委員から要求があっております資料は提出できますか。(「はい」と言う者あり)

お諮りいたします。ただいま藤堂委員から要求がありました資料については、要求すること にご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を、次回よろしくお願いいたします。ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。図書館について付託案件を受けて審査するわけですけれども、 最初に、本市の総合計画の中で、どう位置づけにしているかと、また事業推進の目標などにつ いて、どうなっておるかお尋ねしたいと思います。それで現在第2次総合計画は2017年の 3月策定で、昨年末に5年たったということで、中間改訂をしております。その辺のところを 説明してもらえますか。

○生涯学習課長

第2次飯塚市総合計画の基本計画ですね、総合計画の中間改訂が、先ほど委員も申しましたように昨年度末出来上がっている状況でございますが、本計画のですね、基本計画、第5章の4に、生涯学習の振興施策がございますが、そちらの記載では、生活水準の向上と自由時間の増大により価値観や生活意識が多様化し、ゆとりや生きがいなど精神的な豊かさへの欲求が強くなっており、市民の生涯学習に対する関心が高まっている現状ということが記載されております。このような中で、各種実施の講座等、あと生涯学習の機会提供を行う中心的な存在として、本図書館は中央公民館や各交流センターとともに、基本計画の中には位置づけられている状況でございます。

○川上委員

第2次総合計画の基本スローガンは、人が輝きということでしょ。まちが飛躍する住みたい まち、住みつづけたいまちっていうことですよね。それで、先ほど課長の答弁の中で、生活水 準の向上、それから自由時間の増大によって、図書館の需要が、役割発揮が大きくなっている のではないかと言われましたけど、例えば生活水準の向上というのは本当にそうなんでしょう かという現実はあるわけですね。働いている人たちの賃金はこの20年間、15年間、賃金大 幅に下がっているわけですよ。日本全体でも珍しい、発達した資本主義国の中でも相当な勢い で後退し続けているわけですよね。ほかのところは上がっているわけでしょ。飯塚だけ別の状 況になっているかというとそういうわけではないですよ。しかもコロナという状況があるわけ でしょ。それから自由時間の増大っていうのは、高齢になって、働けなくなって、いきいきサ ロンとか、社会生活で忙しということはあるかもしれないけど、必ずしも市民全体が自由時間 が増大しているかというとそういうわけでもないわけです。ですから、この間に頴田館、穂波 館について図書館法に基づく図書館として廃止しようというこの総合計画の期間内にね、飯塚 市長は廃止提案をしたりして、議会が認めなかったわけですけども、そうしたこともありまし た。そうしたことを振り返る中で、本市において、図書館という事業は、正当に位置づけられ てきたか。また、正当に事業を進める体制がとられてきたかと。また、事業について正当に評 価されたことがあるのかと言ったこともあるのではないかと思うんですね。このままでいいは ずはないと思うんで質問するわけですけれども、この総合計画の中で、目標が設定されていま すね。どうなっていますか。

○生涯学習課長

本総合計画における目標指標といたしましては、特に図書館に関しましては、来館者数、こちらが目標達成指標として記載されているところでございます。

○川上委員

内容をお願いします。

○生涯学習課長

目標値といたしましては、令和8年度になりますが、65万人というような形で、記載されております。

○川上委員

基準値は。

○生涯学習課長

すみません。失礼しました。基準値につきましては、平成27年度の数字としまして64万9623人となっております。

○川上委員

平成27年、2015年です。総合計画の策定作業に入った頃の実績なんですけど、この基

準値というのは何ですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:40

再開 10:41

委員会を再開いたします。

○生涯学習課長

失礼いたしました。こちらの基準値、64万9623人ですが、こちらは平成27年度の図書館においでいただいた来館者数の数字という形で、こちらを基準値とさせていただいております。

○川上委員

実績ということですね。そうすると平成27年、2015年には、5館で64万9623人でしたと。これを10年後65万人、ほぼ横ばい、人口も減少傾向にあるということが前提かもしれませんけど、そういうことなんですね。それでは、先ほど紹介がありました資料、令和4年度、2022年の5館の来館者数、これを見ますと26万4996人になっていますね。これは何割減ですか。

○生涯学習課長

失礼いたしました。こちらの数字的には6割、基準値と比較いたしましたら6割減というような形になっております。

○川上委員

この原因は、原因というか、その6割、7年前と比べて、どこで、どういったところで、 6割減になったんでしょうか。

○生涯学習課長

本数字の減につきましては、実際にこの平成27年のときの来館者数と、現状正直なところ申しますと、実際の人数のカウントの方法が若干変わっていたところもあるかと思うんですが、その中でも一番大きいのは、やはりコロナ禍によって蔵書冊数、利用状況、やっぱりその辺は減っている状況でございまして、平成27年を一応ピークといたしまして、29年とか30年以降、コロナが始まる令和2年の令和元年度以降ですね、軒並み例年、少しずつ減っていっている状況でございまして、一概にコロナだけというわけではございませんが、そういったところが一番大きな要因と、実際問題としての、そういったところのカウントの方法の差異が少し出てきているのかと思っていますので、ちょっと大きな減となってしまっている状況かと思っております。

○川上委員

総合計画の中で扱われている来館者数のカウントの仕方と今日説明のあった資料の来館者数 はカウントの仕方が違うんですか。

○生涯学習課長

現状図書館でも入り口付近に専用の機械等を置いて、来館者数をカウントしている状況でございますが、現状のシステム、機械と平成27年度当時では、やはりカウントの精度といいますか、その物自体がやっぱり違っているところもございますので、ちょっとそういったところも数字に大きく影響しているんじゃないかというふうには考えております。

○川上委員

大きく影響して――どのくらい影響していると思われますか。来館者数が総合計画でも事業の評価目標の基準ってなっているんだけど、そのカウントの仕方が当時と、当時というか去年のも来館者数、これで出しているでしょ。中間改訂でも。だからその来館者数のカウントの仕方がいつ頃から変わったんですかね。どのぐらい――何というかな。かみ合いが悪い状況

なんでしょうかね、10%はずれるとか。いつ頃からそういう状況になっているんでしょうか。 〇委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:47 再開 10:58

委員会を再開いたします。

○生涯学習課長

失礼いたしました。先ほどの図書館来館者数のカウントの方法ということでございますけれども、実際27年度を基準値といたしておりましたが、実際そのときから使っておりました図書館での来館者数のカウントのシステムといいますか機械が、少し29年度頃に過剰にちょっと反応しているんじゃないかという恐れがありましたものですから、30年度より機械の調整を行って、システムの、カウントの方法を変えたところでございます。実際にどれぐらいの影響があったかまでは申し訳ありません、とちょっと分析をしておりませんので、何%それで影響したかどうかまではちょっと分析しておりませんので、その数字についてはちょっとお答えすることができません。申し訳ございません。

○川上委員

しかし、総合計画で65万人を掲げているわけですから、カウントの仕方が変わったとすれば、これ去年の話なんですよ。中間改訂したの。だから、現在のカウントのやり方において65万人の目標を維持したということなんですかね、これは。分かりますか。

○生涯学習課長

目標値の65万人につきましては、現在のシステムを調整した後、数字を挙げたものではございませんで、当初予定しておりましたこの実施計画に総合計画の数字をそのまま踏襲したものでございまして、今現在の、この頃のシステム調整後の実績を反映したものではございません。

○川上委員

そういう目標値を昨年の中間年の改訂で、総合計画に掲げているということですね。意味のない数字ですね。

○生涯学習課長

確かに質問委員がおっしゃるとおり、今の現状の数字で言いますと、この数字は確かにかけ離れたところでございますので、その目標の立て方がどうだったかといえば、確かにまずいところはあったかとは存じていますが、当初目標にした数字がこの65万人であったというところで、もうそのままで、踏襲してしまったというのが現状だと思っております。

○川上委員

事業の評価の最も重要な指標だということで掲げているわけですから、5年前のカウントの 仕方を戻さないと、戻すかどうかしないと、この総合計画の目標が意味がないことになるし、 もっと言えば、飯塚市の図書館の総合計画に基づく事業は行われていないということになりま すよね。目標をカウントしないんだから。

それでね、それは大変なことが分かりましたけど、今おっしゃった――、それにしてもね、64万9623人から26万4996人、40.79%に落っこちているわけですよ。数字上のことでありますけど。やっぱり6割数字を失っているというのは何なんだろうと思うわけですよ。今、答弁がありましたのであえて言いますと、平成30年頃から今のカウントになったということでしょ。そうするとね、2018年ですよ。このときの来館者数は45万367人ですよ。皆さんの資料です。数字です。45万367人。そうすると、現在が今言った数字ですから、現在というか、昨年度が26万4996人ですから、これは54.81%なんです。既に、コロナに入ると言うと19年が35万6076人でしょ。2020年コロナ、25万

1533人でしょ。2021年が24万8896人でしょ。で、2022年なんですよ。だから、コロナ以前に、今の数え方で統一して考えてみても、今言った54.81%程度に転落しているわけですね。これらについてどう見ていますか。

○生涯学習課長

質問委員がおっしゃっていただいた数字からしましても、コロナ禍前の数字からしましても、かなり数字、来館者数は落ち込んでいる状況がはっきりと見てとれるとは思っております。その原因につきましては、正直言いまして細かい分析はできてはおりませんが、もちろん一番大きいのは、コロナによって、貸出数、利用の減とともに、来館者数も減ったというのは事実でございますし、令和2年と3年には1か月ちょっとの休館を1回ずつ行っているところもございますので、そういったところが影響は、少なからずしている状況だと思っております。もちろんそれ以外の状況も、原因もあるのかとは考えておりますが、まだそこまでの細かい原因究明はできておりませんので、今後やっぱり図書館運営をしていく上で、この数字が重要な数字だとは思っておりますので、そこのところをいま一度再点検して、図書館運営には努めてまいりたいというふうには考えております。

○川上委員

さっき私、誤った数字を言ったかな。58.84%ですね。6割程度弱に落っこちたということなんですけど。先ほどから私が言っているのはコロナの影響があり、そしてもしかしたらこれは回復過程に今入っているのかもしれません。けども、それにしても6割、コロナ以前と比べて、別の要因がやっぱりないのかということも考える必要がある。そのためには、一つは地域性、5館ありますので、中央図書館がそうなってメインなのか、ほかの館が極度に減っているのか、この辺は見たりすることができますか。

○生涯学習課長

申し訳ございません。 5 館ごとの細かい来館者数につきましても、ちょっと今手持ち資料等がございませんので、よろしければまた違う機会、次回にでも報告をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○川上委員

地域性、それから世代性というかな、世代間の変化、でどうなっているかとか、改めて調べるというよりは、今調べているものがあるならば、聞きたいという感じなんですね。

それからもう一つは、この間の何かシステム、制度の変更が影響してないかというなこともあろうかと思いますけど、それで、このことについては、この間、決算に係る主要成果報告書があるじゃないですか。議会に報告する。それを昨年の分を見ると、これは、指定管理について、指定管理事業がどういう成果をもたらしているのかという報告になっているんで、今は、私は反対しましたけど、穂波と頴田も指定管理にしているけど、昨年決算報告のときには飯塚、筑穂、庄内だけが指定管理なんですね。それの評価に関する指標というのは登録者数でしょ。それから利用者数でしょ。それから貸出冊数ってなっているんですよ。手元にありますか。ちょっと特徴を紹介してください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:09

再開 11:12

委員会を再開いたします。

○生涯学習課長

失礼いたしました。決算主要成果書に載っておる特徴でございますけれども、ちょっと細かい分析はなかなかできてはおりませんけれども、これを見る限りではですね、これはあくまでも指定管理3館だけの数字にはなっておりますが、前年度との数字の比較では、コロナ禍から

のやはり全体的に令和2年度、3年度、4年度と、登録者数や貸出人数、冊数ともに伸びている状況がありますので、この3館につきましても、コロナ禍の状況から脱却するにつれて、増加の傾向になっていると、そういうことだけはちょっと分析して分かるのかとは思っております。

○川上委員

これはですね、最大の特徴はですね、来館者数という表現がないことなんですよ。総合計画 との関係で、たて糸で見ていけばですね。それはなぜなのかなと思いますし、それから、一方 で、登録者数とありますよね。これは総合計画にはないわけです。登録者数。どうしてこうい う指標が違ってくるのか、これはまた今度聞かせてください。穂波と頴田の数字が別にあるは ずですので。それで、登録者数は目標1600人なんです。同じコロナの時代ですからR2年 とR3年で、R2年が967人、R3が1078人で110人ぐらい伸びているわけですね。 登録が。で、利用者数は13万人なんですよ。目標は。いつつくった目標なのか分かりません けど、コロナのことが前提となった目標なのか、前提になってない目標なのか、ちょっと分か んないんですけど。それにしても、前年実績は9万5281で、R3年の実績は2千人ぐらい 減っているんですね。これはコロナの影響があって伸び悩む、あるいは下がったという感じは するんですけど、貸出しのほうは55万冊が目標なんだけど、R2年が43万5739人でし よ。R3年は44万人、1万人ぐらい伸びているということなんですね。これを総合計画の中 で比較できないのがちょっと残念なんだけど。だから今、全体として、本市の図書館事業はど の位置におるのかと。市民の利用、市民との結びつきという点で言ってね。ここのところの評 価をやって、その上で、今進めようとしている、あるいはこれから考える、これからの図書館 事業の在り方というのを検討していく必要があるのかなあというふうにちょっと思ったんです よね。そこで、これらについて、監査委員のほうから、事情を聞かれたり、調査を受けたりし たことはないんですか。

○生涯学習課長

図書館についてはそういった事例はございません。

○川上委員

これだけ来館者数で、監査がこんなこと分かっているんですかね、カウントの仕方が違いますとかいうこと。分かってないとすれば、横ばい目標なのに6割減という状況を見たときに、どういうことなんでしょうかというのを監査も聞かなきゃですね。

それから、続けていいですか。指定管理のことなんですけど、指定管理のいつからいつまで の間、どこに指定管理者をしてもらっているのか、お尋ねします。

○生涯学習課長

指定管理者でございますが、株式会社図書館流通センターが指定管理者となっておりまして、 期間といたしましては、本年、今年ですね、令和5年4月1日から令和10年3月31日まで の5年間となっております。

○川上委員

本社はどこですかね。

○生涯学習課長

本社所在地につきましては東京都文京区となっております。

○川上委員

それでこの資料を見ると5館で合わせて29人で仕事をされているようですね。これ以外はないですか。市の雇用している職員が入っているとかいうことはないんですか。

○生涯学習課長

本年度より5館体制で指定管理をお願いしておりますので、市の職員はこの中には業務には 従事しておりません。

○川上委員

この29人の中で司書資格を持っている方は、どの方になりますか。

○生涯学習課長

4月1日現在、29名中、いわゆる司書資格をお持ちの方は23名でございます。

○川上委員

それは逆に言えば6人の方は持たないということでしょ。勉強中ということかもしれません けど、その6人はどこに入っているんですか。スタッフ19人の中ですか。

○生涯学習課長

29名中6名の方が司書資格を保有しておりませんが、その6名は、その内訳で言いますと、 スタッフの中の6名が司書資格を持ってないというふうになっております。

○川上委員

館としては、内訳が分かりますか。司書資格のない方の配置状況。

○生涯学習課長

司書資格をお持ちでない6名の方の配置としましては、飯塚館が1名、筑穂館が1名、失礼いたしました。飯塚館が経理の方も含めて2名ですね、お持ちでないようになっています。筑穂館が1名、それに穂波館が1名、あと頴田館の2名の6名となっております。

○川上委員

そうすると、頴田館には司書がいないという、司書資格を持つ方はいないということになりますね。

○生涯学習課長

頴田館につきましてはシェアスタッフということもございますので、休み等の関係で入れ替わるところがございますけども、原則としましてはその2名についてはお持ちでないということでございます。

○川上委員

この会社は、司書資格を持たない方々に対しては支援をして、資格を持てるように応援する とかいうようなことになっていますかね。

○生涯学習課長

司書資格の取得に対して、図書館流通センターとして、支援をしているようなところは、今のところないようでございます。

○川上委員

契約の中にそういうことないわけですかね。

○生涯学習課長

基本計画含めてそういった文言はございません。

○川上委員

スタッフの中で司書資格を、プロポーザルでしょ。そのときに司書資格を持つ人がこれだけ 配置されますとか、しますとかいうのもないわけですか、あるいはこちらから、仕様書の関係 で要求するとかいうことはないですか。

○生涯学習課長

募集の時点で司書資格の保有者につきましては、7割以上保有するという形で定義しておりました。

○川上委員

7割というのはなぜ7割という数字になったんですか。図書館流通センターは超えているということだと思うけど、7割との関係で言えば。7割というのはどこから出ている数字なんですか。

○生涯学習課長

7割の数字につきましては現状の図書館の人員というよりも、全国的な図書館における図書司書の配置とか、そういう平均数字がございましたので、それよりはかなり上回るところで、高いところで設定はしたところでございます。

○川上委員

プロポーザルに応募しようとする見込みのある会社の現状がそうだからというわけではない わけですか。

○生涯学習課長

そうですね、実際にそちらの見込みがあるとかじゃなくて、その数字につきましては、もう 単純にうちのほうで設定させていただいた7割という数字だけでございます。

○川上委員

ちょっとよく分かりませんね。その7割の問題についてはまたの機会に聞きたいと思いますけど、いずれにしても働く方たちの諸条件に応じて、どこの館、どこの館と決まっていると思いますけど、結果において頴田館だけ司書が基本的に配置されてないというのはちょっと残念な感じですね。そういった意味では少し工夫ができないのかなという気もしますけど。それから、29人なんですけれども、ご本人、あるいは家族、身近な方が感染性の病気になったりして動けないという時期がこれまでもあっただろうし、これからも心配されるわけですけど、そういう場合は、図書館の運営について、どう特別な対応をするとなっていますか。

○生涯学習課長

これまでもコロナ禍によって職員が不在になるというケースがございました。昨年までは、 指定管理が3館で直営が2館ございましたので、特に直営の図書館については、適正管理では ございませんでしたので、うちの課の職員が出向いて、その補助に当たるといったようなこと もあったようでございます。今年以降は5館とも指定管理になっておりますので、例えば病気 で急な病気の欠席があった場合でも、ほかの館と融通し合って、そこは補充できるような体制 が今年以降は取れたんじゃないかというふうに考えております。

○川上委員

ちょっとそれも現実はどうかをね、ようだと言うんじゃなくて、現実はどうかということを また聞きたいと思いますけど。それから29人、健康で業務に入れることが望ましいんだけど、 それは分かりました。それで29人の中で正規職員、正規雇用の職員は何人ぐらいですか。

○生涯学習課長

申し訳ございません。正規とパートの内訳につきましては、今、手元資料はなくて、ちょっと現場にちょっと確認しなければいけませんので、またの機会、次回にでもまた報告を提供させていただきたいと思います。

○川上委員

今29人中23人が専門職の資格、司書の資格を持っておられるということなんだけど、全国的にはそういう方々でも、最低賃金と同額、ないし、少し上くらいで、やりがいのある仕事なんだけれども、何というかな、暮らしが大変という状況が、全国的にはあるところもあるわけですね。それで、飯塚市の場合というか、図書館流通センターの場合、正規雇用の場合の賃金がどうなっているのか、非正規雇用の場合どうなっているのか、それから、それ以外で入ってくる人がもしいる場合はどうなっているのかとか、本市としても把握しておいて当然だと思うけど、それは機会があるときにまた聞かせてもらいたいと思います。

それから、この主要成果説明書の中にあることなんですけど、これはどういうことなんですか。指定管理業務連絡調整会議というのは。

○生涯学習課長

連絡調整会議につきましては、指定管理者である図書館流通センターの職員と、私ども生涯学習課の職員で現状の問題点とか含めていろんな協議をする場として設けているもので、定例

的に毎月設けているものでございます。

○川上委員

毎月ですか。

○生涯学習課長

毎月1回設けております。

○川上委員

それは議事録はありますか。

○生涯学習課長

概要にはなると思いますけども、一応議事録のほうは保管しております。

○川上委員

どういうメンバーで構成しているんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:31

再開 11:32

委員会を再開いたします。

○生涯学習課長

失礼いたしました。構成メンバーにつきましては、図書館流通センター側が館長、チーフ含めて3名と私ども生涯学習課が課長補佐以下3名の合計6名で構成しております。

○川上委員

課長は入らないようになっているわけですね。

○生涯学習課長

そうですね。通常のメンバーとしては入っておりませんけども、私も今年含めて時間がある ときは顔を出すようにはしております。

○川上委員

そのくらいの位置づけということが分かりましたけど、これは何によって、この会議は、何というかな、制度になっているわけですか。任意にやっているわけですか。制度としてやることになったわけですか。

○生涯学習課長

本会議につきましては、協定等に盛り込まれたものではございませんが、やはり毎月何かしら連絡調整することが多くございますので、任意で設けている会議でございます。

○川上委員

そこで図書館にどういう書籍を入れるか、あるいは電子類のものもあると思いますけど、そろえるかということは、どこで決めるんですか。

○生涯学習課長

図書館資料の選定につきましては、飯塚市立図書館資料選定委員会を設けておりますので、 その中で必要な資料について、意見交換をしながら、資料の選定を行っているところでござい ます。

○川上委員

先にこっち聞きましょうかね。市民がこういうものを置いてほしいと、こういう新刊も出ました。古いけどこれも欲しい。借りるんではなくて、図書館に置いてもらいたいという場合はどういうことになるんですかね。選定委員会とは関係があるんですか、ないんですか。

○生涯学習課長

市民の皆様からの読みたい本とかの要望につきましては、リクエストという形で、毎年要望を出していただいているところでございます。ただ、中には、例えば何といいますか、貴重な

本ではないですけど、高価な本だとか、そういったことになると、もっとやっぱりその場で決定することもできないこともありますので、そういった場合はですね、やはりこういった選定委員会の中で、これを図書館として購入するべきかどうかとか、そういった打合せをしながら最終決定している場合もございます。

○川上委員

リクエストがあったものを置くかどうかは、指定管理者が判断するわけですか。市が判断するわけですか。

○生涯学習課長

一般的に図書につきましては、リクエスト予約があったものについては、指定管理者が業務の中で受け付けして、必要に応じて購入するという形になりますので指定管理者のほうで事務を行っているところでございます。

○川上委員

どういう場合は選定委員会に諮る、どういう場合は諮らないというのは、飯塚市が基準を持っているんですか、それとも指定管理者が自分たちの基準で決めるわけですか。

○生涯学習課長

資料選定委員会の中で資料によっては、そういった、これを購入するべきかどうかというのを判断する場合もございますけども、申し訳ございません。細かいちょっと詳細につきましては今、ちょっと内容は今把握できておりませんので、また今後お答え、説明、資料等を含めて説明させていただければと思います。申し訳ございません。

○川上委員

そのことについてもちょっと、次回以降の問いにしたいと思いますけれども、そこで選定委員会、先ほどから何度も出ておりますけれども、選定委員会の役割はどういうことでしょうか。今蔵書数はどれぐらいありましたかね。相当数あるんですけど、49万7086冊あるんですけど、新たに設置するものを選定委員会、新たに手に入れるものを選定委員会で決めるということですかね。選定委員会を通らないで、そろえられるというのは、市民のリクエストぐらいですか。全て選定委員会で決めてしまうんですかね。

○生涯学習課長

図書資料の選定につきましてはもちろんリクエストであれば、市民の皆様からの要望に応じて購入する場合もございますが、毎月の資料の購入につきましては、当然現場のそこそこの現場の司書さんが、ある程度目ぼしい資料については、購入の候補を決めたところでございます。それを正式に購入したものとして、選定委員会に諮って報告するような形で、今、事務の流れは進めているところでございます。

○川上委員

この選定委員会というのは飯塚市の機関なんでしょ。

○生涯学習課長

飯塚市立図書館の選定委員会という形でございますので、飯塚市の機関でございます。

○川上委員

選定委員会を設ける意義はどういう意義ですか。

○生涯学習課長

原則になりますこの資料選定委員会につきましては、その目的にはなりますけれども、図書館資料の資料収集に当たって、公平適正化を図るために、こういった市立図書館資料選定委員会を設けて必要な事項を定めると、そういう形になっております。

○川上委員

公平適正化とおっしゃいました。その文言が規定にあるんですね。

○生涯学習課長

その文言が規定にございます。

○川上委員

それでは選定委員会は何人で構成してますか。

○生涯学習課長

本年度、令和5年度のメンバーといたしましては、合計人数としては11名でございます。

○川上委員

どういう方々で構成していますか。それは市長が委嘱ないし任命するということなんでしょ。 そうであるかどうかと、どういう方々が市長に任命されておるのかお尋ねします。

○生涯学習課長

選定委員会の委員につきましては、市長からの直属の任命というものは特に設けてはいないところでございます。メンバーにつきましては、当然図書館流通センターのメンバーとしまして、館長やチーフ、あと各課のサブチーフがございますので、サブチーフが3名で、合わせて館長、チーフ、サブチーフ3名の5名と流通センター側はなっております。そして、私ども生涯学習課のほうといたしましては、私以下、課長補佐、係長、担当がございますので4名。その他に図書館運営協議会がございますので、その協議会の委員の方から2名ほど入っていただいておりますので、その合計の11名でございます。

○川上委員

私が市長が任命するのかと聞いたことについては、そうではないという答弁ですかね。そうですか。

○生涯学習課長

市長からの直属の任命をいただいているわけではございません。

○川上委員

そうすると、飯塚市の機構の中の選定委員会の11人は、飯塚市の規則で、誰が任命することになっているんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:44

再開 11:47

委員会を再開いたします。

○生涯学習課長

申し訳ございません。図書館資料選定委員会につきましては、条例規則等はございませんで、 内規で定めている条文でございます。その中で、ちょっと申し訳ございませんが、委員の任命 とか委嘱については、ちょっと細かく規定がございませんものですから、今はちょっと、申し 訳ございません。お答えすることができません。申し訳ありません。

○川上委員

何という名前ですか、その内規の。

○生涯学習課長

飯塚市立図書館資料選定委員会に関する内規でございます。

○川上委員

誰が策定しているんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:49

再開 11:50

委員会を再開いたします。

○生涯学習課長

申し訳ございません。本内規につきましては当然私ども生涯学習課のほうで作成したもので ございますけども、当時の決裁区分等を含めてですね、今ちょっと、特に、追ってちょっと調 べることができないものですから、またその辺はまた別途調べた上で報告させていただければ と思います。申し訳ございません。

○川上委員

会議録はつくっているんですか。

○生涯学習課長

こちらも要点等にはなりますけども、会議録はございます。

○川上委員

傍聴はできるんですか。

○生涯学習課長

傍聴に関する選定委員会に関する、この中で、傍聴に関する細かい規定は設けておりませんが、もちろん一般の会議でございますので、傍聴を拒否するものではございません。

○川上委員

飯塚市情報公開条例第16条によってこの会議が市の会議であれば傍聴できることになっています。それで、この会議は誰が招集するんですか。

○生涯学習課長

こちらの招集は委員長たる図書館長でございます。

○川上委員

図書館長はどなたですか。

○生涯学習課長

飯塚市立図書館の館長でございますので、中堀氏でございます。中堀館長でございます。

○川上委員

その方はどういう立場の方ですか。

○生涯学習課長

飯塚市立図書館の館長でございますので、市立図書館5館ございますが、その5館を統括する立場の者ということでございます。

○川上委員

指定管理者、つまり、現在は図書館流通センターとはどういう関係の方ですか。

○生涯学習課長

本館長につきましても、株式会社図書館流通センターの社員という身分でございます。

○川上委員

指定管理者で現在は図書館流通センターの社員とおっしゃいましたね。が飯塚市立図書館の公立図書館5館の館長をしていると。その方が図書館資料選定委員会の会議を招集する。あなた方は招集されて行く立場ということですね。

○生涯学習課長

はい、そのとおりでございます。

○川上委員

その内規をつくったのは市役所ということなんですね。

○生涯学習課長

私ども市生涯学習課でございます。

○川上委員

ちょっと確認しますけど、その選定委員会の意義は、図書選定に当たり、資料選定に当たり、 公正適正を図るためということなんですね。その内規おかしくないですか。

○生涯学習課長

本資料選定委員会のメンバーといたしまして、確かに招集等は図書館流通センターの社員でございます図書館長が行っておりますが、その中で、図書館流通センターの職員とともに、私ども市の職員も私以下含まれておりますし、外部の図書館運営協議会の委員も2名ほど、この中に入って協議打合せさせていただいておりますので、その中で必要な協議・打合せをさせていただいている状況でございますので、公正的確な判断は、その中で、委員会の中で行われているものと私は考えております。

○川上委員

いや、それはあなたが考えるかどうかは重要ではない。形が整っているかということです。 11人のメンバーが現状は分かるけども内規に、市がつくっている内規の中で、誰がメンバー か明らかでないような答弁でしたよね。明らかになっているんですか。選定委員会の責任者は 誰とする。メンバーは指定管理者から5人とする。その際はここと、ここと、ここ。それから 市側は、課長、課長補佐、係長、職員とかあるんですかね。それとあと運営協議会、これは公正適正な、図書資料選定委員会なのに傍聴は認めますよというんだけど、密室ですね、事実上の。しかも誰が委員会かも分からない。それでよく聞いてみると、民間会社の職員、会社の中でどういう位置にあるのか分かりませんけど、そんな方が図書の選定の責任者をするわけ。民間会社の。利益追求が役割ですよ。その会社が図書の選定について責任を負うということなんですね。しかも11人とはいえ、指定管理者側が5人おるわけでしょ。過半とは言わないけど。2014年に、10年ほど前に武雄市で起こったTSUTAYAの不始末があるでしょ。それについては把握していますか。

○生涯学習課長

武雄図書館を運営していますTSUTAYAというところ、有名なところでございますけども、そこの図書館において、たしかTSUTAYAの在庫品とか、そういったものが、図書館の購入の際に含まれてあったとか、ちょっと私もちょっと細かい詳細までは把握しておりませんが、そのような概要だけは存じ上げております。

○川上委員

武雄市の図書選定委員会というのがあったのか、そこでどういう審査決定をすると在庫品整理を武雄市民が税金でさせられたのか、それを調べる必要はないですか。飯塚市と違いがあるのですか、ないのですか。それから武雄市はこの10年間、何か是正することができたのか。これは憲法の理想を教育の力で実現するんだということから、これ学校教育もあろうけども、学校教育は重要だと思うけれども、そういう位置づけですよ。単なる勉強するのに便利がいいというだけではないよね。その中で、図書館に市民が要求すればこういう本を置いたりということがあるけれども、莫大な税金を使って図書購入するものを、民間企業が最終的に責任を負うシステムというのはまともかどうかよね。公正性、あるいは適正性が担保できるかどうかというのを考える必要がある。この仕組みをつくっているのは飯塚市なんでしょ。自分で内規つくって、誰が委員かも分からない。だけど、これはね、引き続きちょっと審査したいと思いますけど、武雄市の教育については調べて、あなた方が調べてみる必要があると思うけど、私は調べますけど、調べているけど、皆さんの立場で調べていく必要があると思うけど、どうでしょうか。

○生涯学習課長

確かに過去、武雄市でそのような事例があったことは委員の発言からも十分存じ上げておりますし、それはかなり重要な案件だとは考えておりますので、その詳細につきましても、私のほうでも、まだちょっと内容が分からんとこもございますので、この中でちょっと調べてまいりたいと考えております。

○川上委員

どうしてこういう質問の仕方をするかというと、穂波と頴田について、頴田館について、指定管理の対象とできるようにする前、条例改正で。まだ直営だったときに、3館以外の2館、穂波と頴田館を含めて公募をかけましたね。指定管理の。手続上のミスでしたということに、議会には報告されて、議会は、私は反対しましたけど、多数で了承しているけど、こういうことがあっているわけですよ。だから単に利用者が減っていますね、困りましたね、目標には遠く及ばない、どうしたらいいんですか、だから丁寧に、公が責任を負って、図書館業務全般、それから働く人たちの賃金の保障の問題とか、少し考えて、少しじゃない、きちんと考えて、いかないとだんだん職員が変わっていく間に、正しいノウハウが、飯塚市役所の中から図書館業務についてなくなってしまうんじゃないかという心配もするんですけど、今後引き続き、やっていきましょう。一応ここで今日は終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

すみません、ちょっと先ほどちょっと、子ども図書館の件で、ちょっとすみません、1点あるんですけど、平成29年8月30日に、飯塚市の子ども子育て会議が開催されているんですね。そのときに、子ども図書館についての質問がありました。そのときの生涯学習課のほうの回答が、図書館独自の取組ではなく、市の子育て支援施策の一環として位置づけると回答されているんですけれども、今もその考えというのは変わらないんでしょうか。

○生涯学習課長

本図書館についてはやはり子ども図書館という定義でございますので、そのときにありました子育て支援施策の一環としての役割を担うというところは、その当時のままということで間違いないと思います。

○兼本委員

そうすると、子育て支援施策の一環としてというのは間違いないということですね。そうするとこの令和4年7月ですかね、これ令和4年9月15日に福祉文教委員会に提出されている資料があるんですけども、飯塚市立子ども図書館整備等検討委員会設置要綱を次のように定めるということであります。その中に委員を教育長が委嘱し、任命するとありますが、子育て支援施策の一環として考えたときに、この委員の中で子育て施策に詳しい方というのは入ってらっしゃるんですか。

○生涯学習課長

子ども図書館整備等検討委員会のメンバーといたしまして、学識経験者としても近畿大学九州短期大学の教授の先生にお願いしておりますし、あと飯塚市の保育協会からも1人お願いしておるところでございますし、行政関係では当然、子育て支援課を含めて保育課のところにも入っていただいておりますので、こういった方たちに、子育ての関係のいろんな助言をいただいているところでございます。

○兼本委員

ということは、これはもう会議は終わっているわけでしょ。令和5年3月、いつでしたっけ31日でということはもう終わっているわけでしょ。さっき課長、何も考えてないと言われていたじゃないすか。子ども図書館のね。ある程度決まっているということなんでしょ、そしたら。違うんですかね。

○生涯学習課長

すみません。子ども図書館につきましては、大まかな、私どもが考えているレイアウト等を 考えるところがございますけれども、まだ詳細についてはまだ決まってないところでございま すし、この子ども図書館整備等検討委員会、昨年度5回ほど開催させていただきましたけれど も、これはもうそれで終わりではございませんで、本年度も2回ほど、また、引き続き会議を 行う予定にしておりますので、その中でまたいろんな意見等、アドバイス等をいただきたいというふうには考えております。

○兼本委員

これ設計は6月でしょ。今何月でしたっけ。6月もう過ぎてますでしょ。それで、間に合うんですか。

○生涯学習課長

6月から設計業務委託については始まりまして、今業者等も含めて、打合せをしている状況でございまして、最終的には、子ども図書館につきましては、来年度、来年、令和6年の3月までには、その設計業務を完了する予定にしておりますので、そこのところは十分間に合うというふうには考えております。

○兼本委員

あれですか、検討委員会の今までの会議の内容というのは、資料として提出していただくことは可能なんですか。

○生涯学習課長

昨年行いました全5回の委員会につきましても、議事録等ございますので、そちらは提出することは可能でございます。

○兼本委員

ぜひ次回の委員会のときにでもお願いしたいと思います。

それとこの中で、市の子育て支援策の一環となっているけども、どういう関連性を市の子育て支援と、この会議の中で会議されたと思うんですよね。先ほど、子育て支援課のほうの意見とかも聞かれたということですから、どういうふうな、この子ども図書館が子育て支援との一環として、どういう立場としてやっていくのかというのは、もし回答が出ているんであればお答えください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 12:10

再開 12:12

委員会を再開いたします。

○生涯学習課長

失礼いたしました。本子ども図書館整備等検討委員会におきましては、各課、子育て支援課を含めてですね、いろんなご意見をいただきながら、図書館といたしましても子育て支援講座、お母さんとお子さんの触れ合いとかそういった場の講座を設けたりはしておりますので、そういった事業を、今後例えば子育ては図書館だけじゃなく、子育て支援センターとの連携とか、そういったものを今後どうやっていくかという枠組みを話したところでございますので、そういったところを今後も突き詰めてやっていきたいというふうに結論づけたところでございます。

○兼本委員

ごめんなさい。そういう方というのは、委嘱されていますか。今おっしゃるような方というのは。そういう話がまとまったと言われているけども。これ市長の公約ですよね。選挙公約でしたよね。もうちょっとしっかり考えるべきじゃないのかなと思うんですけど、何かその具体的な部分をですね、もしあれでしたら、次回、先ほどの議事録を含めて、コンセプトであったりとか、このように子育て支援施策の一環として、子ども図書館の位置づけはこのような位置づけなんだというようなものが分かるような資料を提出していただきたいと思うんですけど、委員長のほうでお取り計らいよろしくお願いいたします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま、兼本委員から要求があっております資料は提出でき

ますでしょうか。

○生涯学習課長

はい、次回そういった経緯も含めまして資料を取りまとめて提出させていただきます。よろ しくお願いいたします。

○委員長

諮りいたします。ただいま兼本委員から要求がありました資料については、要求することに ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に次回のときに資料の提出を求めます。ほかに質疑はありませんか。

(なし)

本件につきましては、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 12:15

再開 13:14

委員会を再開いたします。

次に、「虐待の予防事業について」を議題といたします。提出資料について執行部の説明を 求めます。

○子育て支援課長

「虐待の予防事業について」の提出資料の説明をいたします。まず「令和5年度飯塚市子育て支援事業100選」と題した資料を提出しております。

本資料は子育て支援に関する主要事業を掲載しており、子育て支援事業を見える化したもので、窓口等で配布しております資料となります。

今回の虐待予防事業ですが、当課が行っている事業のほとんどが虐待の予防につながる事業 というふうに捉えておりますので、幅広くなるということから参考資料として提出したもので ございます。

次に、「虐待等の予防事業(アウトリーチ型支援)について」と題した資料を御覧ください。 先ほどご紹介した子育て支援事業100選で示したような様々な事業がある中で、今回アウ トリーチ型支援に絞り、さらに、時間軸も「妊娠期から幼児期まで」に絞って、審議に供する ため虐待の予防事業(アウトリーチ型支援)の資料を提出させていただいております。

資料1枚目は、妊娠期から幼児期までにおいて、児童虐待のアウトリーチ型支援予防事業を 縦軸に、時期を横軸にして、お示ししております。

事業の色分けについてでございますが、オレンジ色で示した事業が、母子保健係、母子保健 部門が主となって行っている事業でございます。次に、緑で示した事業はこども家庭相談係、 いわゆる児童福祉部門が主となって行っている事業となります。

2枚目以降に各事業の目的、対象、実績、令和4年度ベースでの事業費、その他という分類 でお示しておりますので、各種事業の目的を簡潔に説明させていただきたいと考えております。

まず妊娠期から乳児期までの間に、心身の不調や家庭環境に問題を抱える家庭に、保健師や 助産師及び家庭児童相談員が訪問し、専門的相談支援や育児・家事の支援を行うなど、早期に 家庭に関わり、育児不安を軽減し、家庭の養育力の向上を図る目的で養育支援訪問事業を行っ ております。

続きまして、妊産婦の精神的不安の解消と児の健全な発育・発達に向けた支援や、乳幼児健 診の未受診者への勧奨、家庭の養育力の向上を図ることを目的に保健師による訪問指導事業を 実施しております。 4ページ目は低出生体重児健康診査、いわゆるカンガルーケア事業でございます。この事業は、体重2千グラム未満の低出生体重児や先天性疾患のある児を飯塚病院と連携し、個別に乳幼児健診を実施し、疾病や異常の早期発見や健康保持増進を図り、継続的にフォローアップを行う市独自の事業でありまして、この事業も早期に家庭に関わり、育児不安を軽減し、家庭の養育力の向上を図る事業となっております。

5ページを御覧ください。乳児家庭全戸訪問事業でございます。生後4か月までの全乳児の健康状態のチェックを行うため、乳児家庭全戸訪問員による訪問を行っております。この事業でも家庭での養育状況や母親の状況を把握し、乳児家庭の孤立を防ぎ、行政や地域社会資源につなぐファーストタッチの機会となっております。

6ページを御覧ください。産後ケア事業でございます。心身ともにつらく孤独に陥りやすい 母子の支援として、ショートステイやデイケア、アウトリーチにより産後の母の心身のケア及 び育児サポートを実施しております。そのことにより育児不安を軽減し、産後うつの予防を図 るなど家庭の養育力の向上を図るものでございます。

7ページを御覧ください。産前・産後生活支援事業でございます。産前産後の体調不良等により家事や育児が困難な妊産婦の家庭に委託した支援員を派遣し、家事や育児を行い、育児不安を軽減し、家庭の養育力の向上を図る事業となっております。

8ページを御覧ください。支援対象児童等見守り強化事業でございます。特に支援が必要な 児童や特定妊婦の支援のため、主任児童委員や委託業者が生活必需品を携えて、孤立しがちの 子育て世帯の見守り支援を実施する事業となっております。

最後に9ページを御覧ください。ひとり親家庭等日常生活支援事業でございます。

一次的に生活援助や育児支援が必要となった母子・父子家庭及び寡婦に、登録したヘルパー を派遣し、生活支援や育児支援を行う事業でございまして、早期に家庭に関わることで、育児 不安を軽減し、家庭の養育力の向上を図る事業となっております。

以上のようなアウトリーチ型支援事業を実施することで、本市における妊娠期から幼児期ま での虐待予防に取り組んでいるところであります。

以上、説明を終わります。

なお、学童期以降の児童虐待の予防事業につきましては、次回以降の委員会において、資料を示して審議いただこうと考えております。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

一番最初に、子育て支援事業100選という資料をいただきましたが、これ赤色と黒色の文字というのは、赤文字は、これは飯塚市が独自で取り組んでいるものということですよね。分かりました。で、今アウトリーチ型支援等々でこういうことをやってらっしゃるということと子育て支援事業100選をやっておりますということでしたが、先日の令和4年度児童虐待に関する状況の報告書の中で、残念なことに、令和3年度よりも児童虐待の相談件数等が増えている状況でございますが、こういった事業の成果としては、どのようにお考えなのでしょうか。〇子育て支援課長

事業も含めてですけども、私どもが学校や保育所、自治会等を訪問し、虐待はもちろん、虐待の疑いがあっても通告義務があるという周知を行ってきた結果、虐待に対する意識の高まりが通告増につながっているということが、成果というふうに考えているところでございます。

○兼本委員

これは相談じゃないですか。実際に虐待の数というのは減っているんですか。

○子育て支援課長

虐待が増えた、増えてないということで、虐待は増えているように見えます。しかしながら そもそもしつけと称した暴力行為、もちろん子どもに対して行われた人格を否定するような激 しい暴言や無視、放置などの行為が全て虐待と認知もしくは定着されたことからの増加であり ます。ということは、残念ながら昔から子どもに対して行われてきた今では虐待と判断されて いる諸暴力が潜在的にありましたが、今ではそれが全て虐待として捉えられて通告されている ということで、増えたと見られるというふうには捉えておるところでございます。

○兼本委員

通告が増えましたということは、皆さんがそのように、虐待に関して、やはりいろいろと心配されてということで通告が増えたんだと思います。で、実際に虐待が分かった場合には児相とかに話が行くわけでしょ。そういう件数というのは減っているんですか、増えているんですか。

○子育て支援課長

増加しております。

○兼本委員

ということは、虐待が増えているということでしょ。で、事業をやっていて虐待を減らすというのは、やっぱりその虐待に至るまでの事前の予防というのが今回、児童虐待に関してもその事前の予防をどうするかというのが、この委員会で議論するような形になっているわけなんですけども、どこから行きましょうかね、まずじゃあ例えば特定妊婦さん、特定妊婦と言われる方々というのは、飯塚市のほうで登録等はされるんでしょうか。

○子育て支援課長

特定妊婦につきましては要対協として管理しておるところでございます。

○兼本委員

ということは、ある程度登録という形ですよね。で、飯塚市の特定妊婦の数というのは、 年々、どうなんですか、増加しているんですか、減少しているんですか。

○子育て支援課長

実績ですけども、特定妊婦は平成30年度から110人、令和元年120人、令和2年99人、令和3年121人、令和4年88人となっており、増、減、増、減という状況でございます。

○兼本委員

全国でですね、特定妊婦、いろいろ各要対協等で管理されていると言われましたけども、氷 山の一角ではないかと言われていますよね。飯塚市にとって、この特定妊婦の調査は、ある程 度、全体的に網羅しているというふうに考えてよろしいんでしょうか。

○子育て支援課長

母子手帳交付の際には必ず、母子と、お母さんと会いますので、そのときに要件に引っかかる方につきましては全て挙げているところでございますので、全て捉えております。

○兼本委員

要件というのはどういったことが要件になりますか。

○子育て支援課長

経済的とシングルと若年妊婦などとなっております。

○兼本委員

ということは、もう経済的な状況を確認される、今言われた若年層の妊婦さんである、シングルの方である、その基準はそこでもう全て特定して、もうこういう状況の場合には皆さんがもう特定妊婦だよというふうに選定というか、そういうふうに判断をされるということでよろしいんですかね。

○子育て支援課長

詳しく申し述べます。特定妊婦につきましては児童福祉法に基づいた養育上の公的支援を妊娠中から要するような環境にある妊婦でございまして、同法第6条の3第5項に定義されております。妊娠中から家庭環境におけるハイリスク要因を特定できる妊婦であり、具体的には、不安定な就労等、収入基盤が安定しないこと。家族構成が複雑、親の知的・精神的障がいなどで育児困難が予想される場合などがございます。そういったときには、特定妊婦として挙げているところでございます。

○兼本委員

要は氷山の一角と言われるのが、やっぱり支援を求めることができない方とかもいらっしゃるというような要因があるんだというふうに言われていますけども、そういった方々というのはもう飯塚市にはいないということでよろしいんですかね。

○子育て支援課長

母子手帳交付の際には特定妊婦ではなかったとしても、その後にシングルになったりとか、 そういった場合もございましょうから、一概に全て特定妊婦として挙げているのかと言われた ら、そうでもないところはあるというふうには考えております。

○兼本委員

要はだから、途中からそういうふうに状況が変わった場合というのは、特定妊婦の判断ができづらいんだという答弁だと思うんですよね。で、以前私が児童虐待のときに特定妊婦の児童虐待リスクというのは非常に高いんだという話があったと思うんですけども、四十数%ぐらいでしたっけ、なんかそういう形で特定妊婦と虐待という関係というのがあるんだということを伺ったことがありますが、本市としては特定妊婦と虐待について、どのようにお考えなんでしょうか。

○子育て支援課長

特定妊婦イコール虐待をする親ということではないというふうには考えておりまして、ただ、 リスク的には高い、ハイリスクの要因を持っていらっしゃるということで、特定妊婦と、その 形の支援という形で考えております。

○兼本委員

リスクが高いから、リスクを下げようという支援をしているんだということでいいんですか。

○子育て支援課長

はい、そのとおりでございます。

○兼本委員

その支援というのはどのような支援をされているのか、教えてください。

○子育て支援課長

例えば産後ケア事業、もしくは産前・産後生活支援事業といった事業のご紹介といったところがあろうかというふうには考えております。

○兼本委員

紹介するだけということですかね、今のは。

○子育て支援課長

強制はできませんので、基本的にはそれぐらいしか、話を聞くとか、傾聴する、そういった ところもしくはほかの事業がございましたらそういったところのつなぎというのがあろうかと 思いますけども、基本的に立ち入って、これをしなさい、あれをしなさいということはできな い。ただし、今回のアウトリーチ型支援の中で出ているように、養育支援訪問事業といったと ころで訪問して、話を傾聴して、支援をしているところでございます。

○兼本委員

大体具体的にどういう支援をされてあるんですか。どういったことで、こういうリスクが低くなったとかいう具体的な事案があれば教えていただければと思います。

○子育て支援課長

養育支援訪問事業のところの対象というところで申し上げますと、特定妊婦や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭もしくは特定妊婦の家庭、そういったところの育児ストレスとか、産後うつ、育児ノイローゼ等により、子育てに対して強い不安や孤立感を抱える家庭等、そういったところを訪問して、例えば公的な支援、乳幼児健診等の公的な支援につなげるような形しか、それをやっているというところしかちょっと今のところ回答しようがないんですけども、何をしているかといったらそのように訪問して、つなげていくということが主事業だというふうに考えております。

○兼本委員

虐待予防策は今の答弁ではないんですよということなんですか。

○福祉部次長

先ほど課長のほうがお答えしておりますけれども、どうしても訪問等を受入れてくれないご家庭等もございますので、そういったところについては、なかなか難しい側面はございますけれども、虐待を予防するために、まずこういった、特定妊婦のご家庭には保健師がつながり、そちらでお話をまず聞く、そして例えば見守り支援事業、今飯塚市がやっておりますけれども、そういった事業につなげて、月に1回とか週に1回とかいう訪問をするとか、とにかくあらゆる手を使って、支援の手を切れないように、そういった努力はしております。確かに、特定妊婦なのでどうしても受入れができないという、拒絶される方もいらっしゃいますけれども、そちらの家庭についてもできる限り、電話をかけたり、訪問が無理であれば、電話をかけたり、また家庭児童相談員たちが、ライン等でつながっていたりとか、そういった形で、必ず話を聞くような形で、支援を行っております。

○兼本委員

はい、分かりました。

次に特定妊婦ではないけども、社会的にハイリスクな妊婦さん、いらっしゃいますでしょ。 自治体によっては特定妊婦等、段階踏んで、社会的ハイリスク妊婦さん、それから特定妊婦さ んと、いろいろ分けて予防策とかを考えてあるところとかあると思うんですけども、そのよう なお考えというのはありますか。

○子育て支援課長

先ほど申しましたように、分けての支援という形はとっておりませんで、そういった必要な 妊婦がいらっしゃいましたら、特定妊婦だろうが何だろうが、いろんな事業、例えば支援対象 見守り強化事業等の事業につなげたり、そういったところで支援を行っているところでござい ます。

○兼本委員

支援を行っていく。予防につながらなかったらあれじゃないですか。もう少し具体的に、こういう方々がいらっしゃるんだ、こういう方々がいらっしゃって、こういう方々にこういう支援をしなくちゃいけないというのは、ある程度、市の虐待予防事業の中でやっていくんであればそのようなことを分けて、ただしこういう事業でやっていますので、これでやっていますから、虐待はこれ以上のことは何もできませんというような答えのように私には聞こえるんですけども、それでいいんでしょうか。虐待の予防をしていくということはそういった形の人たちのケアをずっとやっていくことがまず一つ大切なことではないかと思うんですよね。数を減らしていくということを、虐待数を減らしていくということを考えると、やっぱり予防を第一に考えないといけない。じゃあその予防というのは、今の状況のまんまじゃ、全てがなかなかうまくできないんだということです。確かにそれはもう本当に、保護者の協力があってからのものですから、そうだと思うんですけども、ただしやっぱりその、そこの中でももっと強く入れるところがあるんじゃないかなとか思うとこあるんですよね。福岡の元児相の、されていた方

も、私は強制的に、親と子どもを離していたんだという話も聞いたこともありますし、それによって、虐待を防いでいくんだという話もあります。そう言って今は飯塚市において、子ども家庭総合支援拠点を設置したわけでしょ。ですよね。この中でそういう、今、課題として、特定妊婦さんの支援の方法でもここまでできる、ここまでできないんだと。そういう話が今出たわけですよね。ここについては、何かほかの方法はないのかどうなのかとかいう話というのはあっているんでしょうか。

○子育て支援課長

先ほどちょっと質問の中で出ましたけども、子どもと親を離す、私たちはそういう権限は持っておりませんで、それは児相の話なのかなというふうに思っております。私どもの取組としましては、あくまでも訪問して寄り添って傾聴し、たくさん私ども事業を持っておりますけども、その中でその方の一番―――どこが、どこがと言ったら変ですか、どういった事業が、この妊婦さんもしくは家庭に望ましいのかというのを示しながら、こういったことでレスパイトの部分をさせるといったことの支援を取り組んでいるところでございまして、つながりをまず、なくさないこと、それを重きに置いて支援をしているところでございます。

○兼本委員

それは私がさっき言ったのは児相の話ですよ。児相も本来しないことをそこまでしているんだという例えのつもりで言ったつもりなんですけども。じゃあここがもう限度ということですか。

○福祉部次長

私たちの仕事に、福祉の仕事に限度があってはいけないというふうには考えております。今回、アウトリーチ型支援で示した事業、これだけでも8事業、今日説明させていただきました。このような事業を複数かませながら、何か一つでも、そのご家庭につながっていくような事業を見つけ出して、また今、子育て支援課のほうは保健師と家庭児童相談員と一緒に協力し合って支援を行っておりますけれども、例えば保健師さんだとつながりを認められるお母さんがいらっしゃったり、そういったこともあります。また、保健師は嫌だという方もいらっしゃいます。そういったところをちゃんと見極めながら、今課長が申し上げましたように、とにかくつながりが切れないように、質問委員がおっしゃるように、当然児相は児相の仕事としてやっているわけですけれども、最悪、私たちがもし、これはもう親に任せていたら危ないんじゃないかとかいうふうなことがありましたら、それは当然私たちのほうから児相に相談をいたしますし、そういった形で、切れないように、そこに虐待が起こらないように、ただ残念ながら100%虐待を予防することはやっぱり、24時間ついているわけでありませんので、それができないという私たち支援員の、支援する側にとってもそれはすごくジレンマなんですけれども、そういったことが起きないようにということで支援をしているということを申し上げております。

○兼本委員

そうですね。確かに本当に難しいと思うんですよ。予防というのは。だけども実際に虐待になってしまうと、気づかずにこの間みたいな事件が起こってしまうっていうことも、最終的になってしまう、結論がそういうふうな形になってしまうことも、なる以前の問題でもやっぱり私たちは、虐待自体はあっちゃならないもんだというふうに思っています。で、そのために飯塚市としてもこういう事業を行うことによって、なるべく、やっぱりそういうお母さんたち、親御さんたちの立場も協力して、子どもと負担かけずに生活できるような体制を援助していこうという考えも分かります。で、ただ残念なことにやっぱりいろいろ虐待数というのが増えてきているところもあるし、いまだに全国でもいろんな問題が起こっているわけですよ。また飯塚市で起こることだってもしかしたら、あってはならないことと思いますけどあるかもしれないと。そういったところでいったときに、じゃあ今の事業で本当にそういう家庭に目が行き届

いているのかどうかというところは、最初に僕が質問しました。でもやっぱりそこには保護者の判断があって、なかなか100%はいかないんだという答弁でした。で、もうそうなってくると、さっき児相では、無理やりというか、もういよいよになったら親御さんと子どもは離すんだというような形までやってきたという話もありました。でも、飯塚市としてはそこまではできない。もう、飯塚市との関係をずっと構築して、親御さんとの関係を構築していくだけなんだといったところが今現状というとこなんだと思うんですね。で、これ虐待っていろいろあるじゃないですか。身体的虐待とか性的虐待、身体的虐待、あとネグレクトがあると思うんですけども、ネグレクトの場合というのは案外、地域コミュニティーとかにいる子どもさんとかであれば、そういう恐れがあるんじゃないかとかいうことが分かったりします。学校とかも分かったりすると思いますし、保育所、幼稚園でも分かるんだと思うんですけども、こういったネグレクトの場合の対応、予防というのは、何かしらこういう今の事業の中でですね、こういう形をすることによってネグレクトが解消されたというようなことってあるんでしょうか。

○子育て支援課長

委員がおっしゃるとおり、ネグレクトにつきましては、一番非常に難しい、厄介な虐待の一種だというふうに考えておりまして、これといった対処方法は基本的に持っておりませんのが実情でございます。その中で事業の中では、支援対象見守り強化事業、そういったところで基本的に、先ほどから説明しておりますように、アウトリーチ型支援といいまして、行って、ずっとつながっていってお話を聞く、そういったところでしか今のところはないというのが実情でございます。

○兼本委員

ネグレクトなんか、身体的虐待とかもそうなんでしょうけど、やっぱり親から自分たちが受けて、そしてこれが当たり前だということで、そのまんま子どもたちに自分が同じようなことをやってしまうというのがあるんではないかと。そうなったときにですね、これやっぱりその教育とか、親の教育というか、親になるまでの間に社会的にはこういうものが正しいんだよというような教育等というのを例えば学校で行うとか、そういったことは考えられないんでしょうか。

○子育て支援課長

学校のほうではちょっと今のところは考えてないところで、私どもとしましては、学校とはまだそのような話はしておりませんけども、一つ考えられるのが児相が行っておりますのが今、ペアレントトレーニングと申しまして、そういった事業を何か行っているようでございます。すみません。私も中身をちょっと詳しく見たことがございません。そういった事業も、今後市として必要なのかなあというふうには考えているところでございますので、その点も含めまして、ちょっと今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○兼本委員

やっぱりネグレクトは先ほど課長が言われたように、なかなか対応のしようがないと。でも、現状を分かってもらうことによって、もしかしたら変わってくるかもしれないんだと。そこが分かる場所というのはどこなのかというところはちょっと考えていかないといけないと思うので、ちょっとその辺りも含めて検討のほうをお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤堂委員

藤堂です。午後もよろしくお願いいたします。すみません、ちょっと8ページなんですけども、幾つかあるんですけども、まず8ページの生活必需品を携えて訪問するとあるんですけど、飲食、日用品、例えばどういったものを持参されるのかなあと、ちょっとお願いいたします。 ○子育て支援課長 月1回で2千円未満という、たしか縛りがあったと思います。ということで、その中での範囲で、いわゆるこの持っていく物が主じゃなくて、入りやすくするための物でございますので、何を持っていくとかいうところはまず、子どもさんの好きなお菓子とか、そういった物を持って今日持って来たよとか、そういったことになりますし、次、もし来月からだったと、次の月に行くときには、何か欲しいものあるとか、そういったものを聞きながら、例えばおむつとか、そういった物を持って行ったりすることはございます。

○藤堂委員

すみません、ありがとうございます。これ相当難易度の高い営業だと思うんですよ、本当に。そもそも先ほど言われた会ってくれない方だったりとかいたりして、なのでちょっと、まず何をあげているのかなというのが気になったのと、そこに対して子育て支援課さんが、ちょっと幅を持っているのかなという、正直私、前職営業してきましたけど、前回と同じ物を持ってきました。例えばドクターで、見てくれませんと。いろいろ工夫されていると思うので、ちょっとその幅が気になったので聞いてみまして、もしその幅がもしどんどん広がるのであれば、現場のほうで、選択肢をどんどん増やしていってほしいなと思ってちょっと質問させていただきました。

7ページなんですけど、産前・産後生活支援事業なんですけども、令和5年度、今年の利用 状況が分かりましたら教えていただけますでしょうか。

○子育て支援課長

令和5年7月末現在でございますけども、登録者数が50人、利用者数が14人、派遣延べ件数が57件、利用時間が114時間となっております。

○藤堂委員

どんどんちょっとずつ増えてきているのかなあという印象と実績だと思います。やはり最初、初回使用するのに少しやっぱりハードルが何に対してもあるのかなと思います。これは要望になるかもしれないんですけど、初回クーポンであったりを皆様にちょっと配付するであったり、これは登録を初期の段階で全員することというのは不可能なんですか。要望する方だけ登録なんですか。

○子育て支援課長

現在の組立てとしましては、要望する方が登録してもらうという形になっております。ただ、 今委員がお尋ねのとおり、母子手帳を交付する際に、全て例えば登録するという方法もあろう かと思います。その件につきましてはちょっと検討させていただきたいと思っております。

○藤堂委員

すみません、ありがとうございます。それと、この産前・産後生活支援事業はもう少しまだ受け入れる体制というのはあるのかなというのを。どんどん増えてきていて、それでもまだちょっと余裕があるのかなというのが聞きたいんですけど。というのも、対象で同居等の親族と書いているんですけど、同居等の親族による支援が受けられない妊婦なので、親御さんと同居していると厳しいというので、ということですよね。すみません、ちょっと教えていただければ。

○子育て支援課長

同居の親族等による家事、育児等の支援が受けられない、つまりお父さん、妊婦から見れば 夫、もしくはおじいちゃん、おばあちゃんがいたとしても、その方たちの支援が受けられない、 同居のときですね、は大丈夫という形になっておりますので。

○藤堂委員

すみません、私の認識不足で。同居だと駄目なのかなと思ったりして。申し訳ないです。ありがとうございます。

ちょっと続いて、いいですか。6か月後から使えるファミリー・サポート・センター事業が

あると思うんですけど、これはアウトリーチ事業には入ってはこないということですか。

○子育て支援課長

今回は虐待のアウトリーチ型支援ということで出させていただきました。ファミサポ事業は、 一般的な部分で、全ての部分で送迎等もございますので、ちょっと幅が広い事業でございます ので、今回載せてないというところでございます。

○藤堂委員

ちょっと最後なんですけど、今日の資料の範囲内で、全体を通して、もうちょっとここ、足を伸ばしたいなみたいな、手を伸ばしたいなみたいなところがあれば、もし把握しているところがあれば教えていただきたいなと思います。というのも、もしやりたいなと思っても、これがネックになってできないみたいなところを、ぜひとも改善していきたいなと、ちょっと僕としては思っておりますし、もし現場がやはり皆さん動いていて、一番大変だと思います。そこで、もし、もう一歩行けるとこがあるけどできないみたいなところがあれば、今日でも後日でも教えていただければなと思います。

○子育て支援課長

考えられるとすれば、産前・産後という期間となっておりますけども、これが例えばこの期間じゃなくてもっと伸ばせるようになればいいのかなと思ったりもしますし、もしくは、今この部分につきましては、家に入れたがらないご家庭のほうが多いのかなと思っております。本当は入ったほうがいいと思うようなところでも、家に入れたがらないお母さん、もしくはお父さん方がいらっしゃるというところがちょっとネックになっているところもあるのかなというふうには考えているところでございます。

○藤堂委員

本当にその立場だと、僕も嫌だということも全然考えられますし、相当本当に難易度が高いことをやられているので、皆さんのちょっと意見としてはめちゃめちゃ尊重したいなと思っていますし、現場の意見を僕は大事にしていきたいなと思っています。なので、外部のFコープさんとかが入られていると思います。そこをうまく活用等をしていただいて、Fコープさんだけじゃなくて、別の外部の方が介入するような形でもいいと思うので、これから考えていければと思います。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

○兼本委員

ごめんなさい。低出生体重児健康検査事業について、ちょっとお尋ねしてよろしいでしょうか。この事業というのは、令和2、3年度はトライアル事業として本市が主体となって実施していて、令和4年度から飯塚病院が主体となり実施するようになりましたということですが、具体的にどのようなことをおやりになられてあるんでしょうか。

○子育て支援課長

中身は健康診断といいますか、乳幼児健診のものでございまして、普通に4か月児健診、8か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診、といったことでございます。

○兼本委員

通常の健診と一緒ということですか。通常の子どもたちの健診と一緒ということでいいんですか。

○子育て支援課長

低出生体重児は健常児に比べまして病になりやすいといった具合もございますので、そういったところは拠点病院の中で、個別で健診を受けてもらえる、安心して、継続的に専門医に診てもらえるというところがちょっと違うのかなというふうには考えているところでございます。

○兼本委員

低出生体重児であったりとか、先天性の疾病・疾患がある場合というのは、大体生まれて、病院紹介してもらうじゃないですか。例えば、こども病院はどうですかとか。要は飯塚市以外の病院というところが大体主たる病院として行くことが多いじゃないかなと思うんです。だから――、違いますか。本当に。うちはこの福岡市のこども病院を紹介されて、こども病院だったんです。こども病院に毎回検査に行ってやってたりとか、あとその後九大とか、いろいろ病院というのはいろいろあるんじゃないかと思うんだけども、飯塚市で生まれたかどうかで違うということじゃなくて、いいわけですか。みんな受けられるんですか、これは。ごめんなさい、例えば産科がですね、飯塚の産科じゃなかった場合って、紹介してもらえないじゃないですか。飯塚病院を。いいんですか。例えば大学病院で生まれた、飯塚病院はこれも利用できるということなんですかね。

○子育て支援課長

例えばさっき質問委員がおっしゃったとおり、大学病院、例えば、遠いところの大学病院で生まれたと、低出生児だったということでうちのほうに届出があったときには、今度飯塚病院のほうでこのような低出生体重児があるので、お勧めしているというところでございます。

○兼本委員

そういうことができるということなんですね。もう飯塚市の市民であれば。じゃあこれは市 のほうから案内してもらえるということでいいんですかね。

○子育て支援課長

そのとおりでございます。

○兼本委員

カンガルーケア。低出生体重児の子というのは、なかなかちっちゃい頃に抱っこしてもらえ なくて、NICUに入って、その後なかなか―――なんでしょう、学説かなんかであるんです けど、心がやっぱり寂しいんだと。なかなか一番本当にお母さんとかお父さんとかに大切に抱 っこして、カンガルーケアをする時期に1人でNにいて、それが3か月、4か月、6か月、や っと出てきたときには、本当に一番大切な愛情がなかなかもらえなくて、その後のケアという のが、中学生、高校生ぐらいになるまでは、大変なんですよというようなことを産科の先生で、 昔から言われてある方がいらっしゃって、やっぱり親が、普通、一般に、健常に生まれてきた 子よりももっともっと愛情を注いであげないといけないですよということを言われるんですね。 これはあれでしょ。3歳までという形なんですよね。という形でしょ。で、要はこの子どもの ケアをすることによって、児童虐待の未然防止につながるんだという考えなんですよね。とい うことでいいんでしょ。で、ちょっといろいろな、低出生体重児というのは、いろいろと成長 するまでの間に、いろんな状況というのがあるということがありますんで、もう少し支援、例 えば今小学生の子たちの児童、令和4年度は小学生の子たちの通報が多かったりとかしている じゃないですか。もしかしたらこういう子たちが、そういう児童虐待に遭うんじゃないかと考 えたときに、もうちょっと年齢層を上げてケアをしてあげるということも必要じゃないかなと 思っているんですね。で、ちょっとその辺は検討していただければと思いますんでよろしくお 願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

虐待の予防事業について、これから2年間調査をするということになります。その意義については、思うところを後で述べたいと思うんですけど、まずですね、今度の生活応援クーポン券、非課税世帯に3万円だけではなく、課税世帯にも踏み出して、2万円と差別があるんだけども、クーポン券を給付すると、支給するということについては、この虐待予防という視点から見ても、本当に小さいと思うけど、これまで議論してきたことなども含めて、政策判断され

たのかなというふうにも思うわけですね。関連して言うならば、非課税世帯のほうには発送が始まったようですけれども、これを希望する世帯については、飯塚市の責任で現金に換金するというようなことも考えてもらいたいというふうに、冒頭述べておきたいと思います。それはきっと付託案件のテーマとの関係で意義のあることだろうというふうに思うわけですね。

そこで本題ですけれども、本題というか今のも本題ですけれども、子ども家庭総合支援拠点について、昨年4月22日付で、少し整理したものがつくられましたね。業務の流れということで。これは、いろいろ何というか、痛苦の教訓の上につくられてきたわけですけれども、これができるまで5年かかりましたよね。この間に3児童死亡事例も発生していくんだけれども、ここのところについて、これまで市として考えるところがあるのではないかという質問をしてまいりましたけれども、お答えにならない。経過の説明はあるけれども、胸に手を当てて自己検討するというふうには言われてないので、今日ですね、改めて付託案件について質疑をする最初に、市の見解をちょっと聞きたいと思います。

○福祉部次長

昨年度のほうにもいろいろ質問委員のほうからご指摘をいただいておりましたけれども、確かに、5年間かかって、拠点のほうが設置されることになりました。その間、飯塚市といたしましては、どのような形で拠点を設置すべきか、その内容、そういったものを十分検討した結果、時間はかかりましたけれども、しっかりとした拠点ができ、今それで活動しているというふうに考えております。

○川上委員

なお、きちんとした自己検討はできていないというふうに受け止めました。

次に、3児童死亡事例の内部検証についてです。もうお互いに共通認識と思いますけれども、死亡事案の場合の検証の仕方について、福岡県がマニュアルをつくっていて、それと違う形で飯塚市は検証をまずしました。福岡県が要求する内部検証についてどうなのかということについては、外部検証的な、外部といっても要対協のメンバーとか、当事者性があるわけですけれども、そういった方々を含めた検証の後に、福岡県が求めているような内部検証はしていくんだという答弁がこの間あったと思うけれども、それは現在どこまで来ているのか、お尋ねします。

○福祉部次長

そちらにつきましても昨年8月、1度内部のほうで協議を行った結果ということで、昨年の8月の福祉文教委員会のほうでも報告をいたしましたけれども、市としては飯塚市独自のやり方ではございましたけれども、内部検証を行うために専門家の意見を聞くということでまず検証委員会のほうを行って、そちらの意見をいただいた報告書の提言等を受けまして、それぞれの関係機関が集まりまして、庁内連携会議という形で検討を行いました。その結果は8月、去年、お示ししたとおりでございます。現在もその検証、内部の庁内連携会議というのは定期的に会議を行いながら、飯塚市のほうで、今後、児童虐待の、同じような事件、事例が二度と起きないようにということで、各関係機関が内省しながら業務を行っているというところでございます。

○川上委員

ということは、福岡県が、私は福岡県が言っていることが必ず正しいだとか、必ず安全だというふうにはもう全然思わないんだけども、少なくとも、それなりの経験の蓄積の上で提起のあっていることについては、まずは行うべきだと、合理性があると思うんですよ。それが今日に至るまでできていないという状況が今分かったんだけれども、福岡県に何か報告するようなことをしてないんでしょ。内部検証して、そのマニュアルに基づいてね。してないんでしょ。

○子育て支援課長

特に県に報告したということはございません。ただ、検証委員会は委員に外部からも内部も

含めて事件の検証と内部に向けての指摘とを与えられたものと考えております。その意味からは外部検証の意味もあるのではないかというふうに考えておるところでございます。また内部向けの指摘につきましても、市としましては要対協の見直しから各課の対応の見直しと、指摘に対する反省と今後の対応について、定期的に検討してきたものでございます。また今後もしていくものと考えておりまして、継続的に内部検討委員会、先ほど次長が申しましたとおり内部で検討を重ねてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○川上委員

それについては、いつ、まとまった形で、議会やあるいは市民に、あるいは関係機関に示す ことができるんですか。いつですか。

○子育て支援課長

先ほど申しましたとおり昨年8月に一定の成果で示したものというふうに考えております。

○川上委員

もう終わっているわけですか。次長はそう言ってないじゃない。あのときも継続的にやっていきますと言って——。終わっているわけ。

○子育て支援課長

全てが結論を出したというわけではございませんけども、一定の結論、結果として報告させていただきました。次長が申したのは、その後も続けてその分も含めて検討していきたいと。 それは当然ながら今もやっているところでございます。

○川上委員

私が言っているのは、3児童死亡事例の内部検証について、いつまでに終わるのかということを今聞いたんですよ。それは当然ながら、議会や市民、関係機関に示されるべきだと考えるけれども、永遠のかなたに置くんですか、この問題について、内部検証は。みんなが退職するまで終わらないんですか。

○福祉部次長

すみません。何度も申し上げておりますけれども、昨年8月に内部検証ということで、報告を委員会のほうでさせていただいております。その後もやっていくというのは、虐待に向けた取組についてはこれで終わりではございませんので、それについては今後も庁内で連携をとりながらやっていくということでお話をさせていただいているところでございます。

○川上委員

そしたら、3児童死亡事例に関する福岡県マニュアルに基づく内部検証はもう終わったということを言ってるわけですね。

○子育て支援課長

議員がお尋ねの福岡県のマニュアルに沿った検証は行ってはおりませんけども、私どもは一 定の検証はさせていただいたというふうに考えております。

○川上委員

全然分かんないでしょ。あなた今やってないって言ったよね。終わっていないというふうに言わなかったでしょ。福岡県のマニュアルに基づいたね、福岡県のマニュアルっていうのは、死亡事案のことを言っているわけでしょ。に基づく内部検証をやってないという答弁ですよ今。私は終わってないと思っていたわけ。ちょっとはっきりしてください。

○福祉部次長

福岡県のマニュアルに沿ったような形での内部検証ではないかもしれませんけれども、私どもは検証委員会の報告、提言を受けて、その後に関係機関と協議を行って、昨年8月に内部検証と総括という形で委員会のほうに報告をさせていただき、一定の報告は終わっているというふうに認識しております。

○川上委員

その報告のとき、あるいはそれに遡る経過のときに、福岡県のマニュアルどおりではありませんよねと。はいと言ったんですよ。そして、じゃあどうするのと、この外部委員とあなた方が言い張る人たちを入れた検証委員会で、やって、その上で福岡県のマニュアルに基づくやつを、内部検証するというふうに聞きましたけど、それはしていないということが今分かりました。それでね―――。

○委員長

川上委員、少し時間がたっていますので、暫時休憩入れようかと思いますけどいいですか。 暫時休憩いたします。

休憩 14:23

再開 14:30

委員会を再開いたします。

○川上委員

先ほどまでのやり取りで、子ども家庭総合支援拠点、5年遅れについて自己検討はない。それから、3児童死亡事例の内部検証についても、もともと福岡県が要求した内容での形での内部検証はもうしないというスタンスかとお見受けいたしました。そういう飯塚市に対して、子どもと障がい者と高齢者等に対する虐待を予防する質問をこれから2年間していくわけですね。それで、この付託案件に関する、つまり虐待の予防事業についてという質疑がどういう意義を持つかについては、一つは、市としての監視というようなものではなくて、虐待は駄目だよみたいなことだけではなくて、もっと本質的には、市民全体のレベルから支援を進めていくと、そういうことを思いもよらないというような状態を、経済的な面から、心の面から支援をしていくと。支援というスタンスが、この付託案件の調査の中でできるのではないかと。

それからもう一つは、この2年間、私たちが何か月かに一遍ということを、この件についていえば何か月かに一遍、質問し、そして皆さんが答弁することによって、不安な状態にある市民の皆さんに光だとか希望だとか、自分の置かれているところ、支援を受けることによって脱却できるんだと。そういう希望とか光をつないでいく機会にすることで、この2年間はそういうテンポでの切れ目のなさというのをつくれないのかというようにもちょっと思うわけです。

それから、少し踏み込むことになりますけど、3点目は、既に把握しているリスクの高い方々がおられますよね。とは別に、さらにリスクの高いシーン、状況のある方たちを調査把握する。これは例えば、ライフラインについて、水道料の滞納がある、滞りが発生しているとか、それから税金、公共料金についての、水道料もありますけど、支払いが滞っているとか、いつもお金がないということで困っている状態とか、それから、地域や親族などから孤立しているようなところには、高いリスクが想定されるわけですから、そういったことについても、この審査の中で議論ができるのではないかと。それからもちろん個別案件についても、個人情報保護とかいうのは当たり前だけれども、個別案件についても、こういうようなことで光のある方向に足を踏み出すことができたというような個別事例についてのことも議論ができるのではないかと。私としてはそういう4つの視点で質問していって、これまでの痛苦の教訓があるわけですから、それを踏まえた仕事の仕方をしていきたいなと思います。

そこで、先ほどから指摘をしておりますけれども、虐待を予防する市全体のシステム、体制は、今どうなっておるのか、お尋ねしたいと思うんですね。子育ては子育てです、障がい者は障がい者、高齢者は高齢者、という独自の予防のための取組があると思うんだけれども、市全体としてそれを推進するようなことというのがあるのではないかと思うわけですね。そうしたところも含めて、どういう組立てでこの予防事業をしているのか、進めるのか、説明をお願いしたいと思います。

○福祉部長

委員がおっしゃいますように、各虐待については、子ども、高齢者、障がい者、それぞれ今、

別々の課でやっております。いろいろな問題を抱える、重層的な問題を抱える世帯がやはり存在しておりますので、今からにはなりますけれども、そういったいろいろな課題を持っている 家庭に対する支援については検討してまいります。

○川上委員

どういうふうに。

○福祉部長

現在、重層的生活支援体制整備事業を準備として行っております。実際にはどういったことをするかを今検討している段階でございますので、今後また検討を進めて、本格実施に向けて進めてまいります。

○川上委員

重層的とおっしゃいましたね、子どもに関わること、高齢者に関わること、それで横に障がいのある方に関わることということがあると思うんだけれど、1つの世帯で全ての問題を抱え込んでいるというか、遭遇している家庭は少なくないことをあなた方も御承知のとおりと思います。それで、これは緊急性があると思うんですよね。考えていきますという、検討していきますということでしたけれど、どういうテンポですか。

○福祉部長

現在、準備をしている段階で、社会福祉協議会にはなりますけれども今一緒に話合いをしております。現状としては、社会資源の確認等を今しているところでございまして、いろいろな団体とつながっていく必要がございますので、そこを調整の上、できる限りのスピードで進めてまいります。

○川上委員

ということは、期限のない検討をしているというふうに受け止めてしまいますけど。

○福祉部長

3か年の実施計画にも挙げておりますのが、令和7年度から実施する予定としております。 実際にできるだけ早くには進めることを考えておりますので、計画の変更等もあり得ることか と思いますけれども、早急にできることをしていきたいと思います。

○福祉部次長

すみません、補足になりますけれども、今現在やっていないということではありませんので、 当然、今まで説明していた子育ての虐待に向けた対応と、そこでも既に要対協の関係で社会・ 障がい者福祉課とは一緒に動いていますし、そういった形で、先ほど委員がおっしゃる、また 部長が申し上げましたように、複合的に問題が抱えてある家庭が多いということが昨今よく取 りざたされている中で、重層的な支援をということで一つにまとめてやろうという形で、今、 令和7年度を目指してということで、それまで何もしていないということではございませんの で、ちょっと補足して、つけ加えさせていただきます。

○川上委員

まず、部長がおっしゃった令和7年度からというのは、事業計画を来年度末につくり上げて、 4月から体制もつくってスタートするという意味合いですか。

○福祉部長

実施計画といいますか、まだ具体的にどの方向、はっきりとした計画ができているわけでは ございませんので、それを内容の検討をしているというところでございます。

○川上委員

令和7年度からの実施なんでしょう、スタートなんでしょう。事業計画は少なくとも来年度 3月までにはつくらないといけないと思うけど、それを聞いたんですよ。

○福祉部長

令和7年度の実施に向けて、どの時期というのははっきりとは今申し上げることはできませ

んけれども、計画を立てて、実施してまいります。

○川上委員

今のやり取りの中に、先ほどから指摘しているような、子ども家庭総合支援拠点のその間何もしていなかったというのは私は言いませんけれども、より有効性をあなた方が認めてつくったわけだけれども、それを5年もかけて、くどいけれども、そこに反省はあるのかというのを聞いたでしょう。あんまりなさそうだと。3児童死亡事例についても同様のことを指摘したんだけれど、反省のなさというか、途中まで反省してやめてしまう。あと戻ってくる。そして、最後まで責任関係は明確にしないまま次に入っていく。しかもそれが、いつ、どうなるかというのがよく分かりませんというように見受けられるわけですよ。そして退職していくわけね。このほかの市の様々な事業があるけれども、この虐待予防事業もそういうことではあまりにつら過ぎるよね。

○久世副市長

福祉部長のほうから答弁させていただきました。これは組織等も関係してきますので、なかなかはっきりと答弁してないようでございます。なかなかこの縦割り、やはり市の行政にとっては非常に大きな課題であると考えております。今の重層的な虐待等の防止、これのいわゆる組織的な取組につきましては、先ほど福祉部長が申しましたので、令和7年度からこの計画は実施をしていくということで今から準備をしてまいります。福祉文教委員会に今回、虐待の予防事業についてが、閉会中の付託案件として付託されておりますので、委員会の中でもまた皆さんの中に忌憚のない意見をいただきながら、我々のほうの素案等もできましたら、また示しながら、そこにまたご指摘等もいただきながら、より実効性のある計画にして、令和7年度から、これは組織等も含めて実施していくということで、準備をしていきたいと考えております。

○川上委員

テンポと先ほど表現しましたけれども、スケジュール的なことを先ほどから聞いているわけですよね。それは、社会福祉協議会の名前も出ましたけれども、どういう協議をするようになっているんですか、テンポ的に。毎月1回とか、何かのときに、何かが終わった後にやりますとか。そして、いつまでに素案とおっしゃいましたけれど、素案はいつまでというふうなことなのか。そこのところをさっきからずっとお尋ねしているんですよ。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:45

再開 14:48

委員会を再開いたします。

○社会・障がい者福祉課長

私のところが一応取りまとめをしておりますけれども、毎月、月1回のペースで部を横断しての会議を行っております。先月の頭ですけれども、糸島市が既にしておりますので、糸島市の視察に行っております。そういうふうなペースで今行っておりますので、大体今年度中か来年度ぐらいのところで、何らかのその計画に向けた形でまとめていきたいと思っております。

○川上委員

先ほどから、虐待のリスクの高いシーンとはどういうシーンなのかと。乳幼児からもう少し 3歳未満児くらいまでの年齢的に言えば、それから経済的な状況から言えば、低所得、貧困と 結びついている。これに様々な介護の問題とか、高齢者介護とか、障がいのある方たちの介護 とかがこうか。私がお尋ねしたいのは、生活保護の申請が全国的に2倍とか、相当の勢いで申 請が広がっていますよね。その方々が皆というわけじゃないんだけれども、リスクの高さとい う点で言えば、支援をする、集中しなければならない皆さんという点では否定しないと思うん だけど。それで最近の生活保護申請の状況について、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:51

再開 14:51

委員会を再開いたします。

○生活支援課長

今、手元に最近の生活保護申請の状況に関する件数等の資料は持ち合わせておりませんが、 直近7月末の生活保護受給世帯数が全体で4001世帯となっております。世帯区分ごとの分類としましては、高齢者世帯が一番多くなっておりまして、2429世帯、その次が傷病世帯が多くなっておりまして588世帯、その次がその他世帯の492世帯、あとは障がい世帯が287世帯、最後に母子世帯が205世帯と、このような状況になっております。

○川上委員

それは生活保護を利用している方々の現在の人数で、4千世帯で、世帯員ですれば5千人を超えるのかな。それで、生活保護を受けたいという相談がある人たちがその周りにおられる。それからその周りには車を持っているから、もうちょっと貯金があるので、親と一緒に住んでいるからということで、もう生活保護はもう申請できないだろうなという、もう本当は必要なんだけれど、無理だなということで悶々としている層があって、虐待のリスクというのは、そこに向かって広がっていっているわけでしょう、リスクがね。ですから、先ほど私はライフラインの問題とか学校給食費のことも言いたいですよ。あるんだけれど、この市役所がつかむことのできるSOS、それからその手の向こう側にある、ハードルをこっちがつくっているから、車があったら生活保護申請できないと思い込んでいる人たちもおるわけですよね。現実的にちょっと大きい車だと困りますとか言われるわけですけれど。だから、そこのところまで視野を広げて、目線を上げて、調査もし、サポートもしていくということが要ると思うんだけど。先ほど生活保護の中で、重層的システムの構築の関係で、生活支援課はどういう関わりを持つようになっていますか。

○社会・障がい者福祉課長

すみません、先に重層的支援の内容をちょっと簡単に説明させていただきますが、結局今それぞれの事業をそれぞれがやっていると、全部申請主義に基づいているという形になっておりますが、それぞれの拠点がございます。今、子どもなら子どもの相談しか受けない、介護なら介護の相談しか受けない、そういうふうな形になっておりますけれども、今先にちょっと部長が言いましたけれども、地域の資源づくりの調査です。結局、このそれぞれの事業はほかの案件についても受け付けることができるようになると。それで、お互いに情報を共有していくというのが一応この趣旨でございます。ですから生活保護のほうは、生活困窮者の自立支援事業のほうが一応この事業かと。

○川上委員

生活困窮に関することは、4階の自立支援室のことを言っているんですか。

○社会・障がい者福祉課長

まず、相談の部分に関してはそこになります。ただ実際には、ほかの事業も含めて全部その 関連してくるものが全部ぶら下がってきますので、まず第一義的にはそこだということになっ ております。

○川上委員

そのことは分かりました。分かったけれど、私が聞いたのは生活支援課はそのシステムづくりにどういう位置を占めるのかということを聞いたわけですよ。

○生活支援課長

生活保護を受けておられる家庭につきましては、困窮だけではなくて、その他様々な、高齢

の問題であったり、子どもさんがおられる家庭での子育ての問題、それから障がいを抱えておられる方の問題、福祉部門全てと深く関わりがあるものです。これまでも重層的支援以前も各課との連携といったところで、生活保護受給者の方に必要な支援を、この世帯にはどういった支援が必要なのかということを、関係各課と連携しながらやってきたところがございますけれども、重層的支援体制が構築された中では、さらにそこの支援も関係機関それぞれ今地域資源とかそういったところとのつながりを探っているところでございますので、そういった支援のより一層充実した体制がとれるように関わっていきたいと思っております。

○川上委員

ということは、現状では生活支援課はこの重層的の構築には関わっていないということなんですかね、現状では。

○生活支援課長

生活支援課からも重層的支援の構築のワーキンググループの中には担当職員を派遣して、関わっていっているところでございます。

○川上委員

分かりました。それで、飯塚病院については、関わりが深いことは、子どもの関係で特にね、 あれですけれど、高齢者でも障がいのある方でもそうでしょうけど、飯塚市立病院との関係は どうなっていますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:59

再開 14:59

委員会を再開いたします。

○社会・障がい者福祉課長

今私たちの手元のほうには、この間調査を行いました社会資源の一覧表が届いておりますけれども、その中には飯塚市立病院は入っておりません、現状ですね。

○川上委員

学校はどうなっていますか。

○社会・障がい者福祉課長

現時点のですね、ちょっともう1つ付け加えますと、重層的支援体制整備事業というのは社会福祉法第106条の4に規定されているものでございます。その中に書いてあるのは、あくまでも介護保険、それから障がい者、子ども、生活困窮というのがありますので、まずそこが第一義なんですね。それで、その後当然、周りのいろいろなシステムをくっつけていかないといけなくなりますが、コアになるのはここだということです。最終的には多分学校は入って来ないといけなくなると思います、これはですね。

○川上委員

ちょっと分かりにくいね。そのワーキング会議というのはやっているんでしょう。それは月 1辺ぐらいというそれのことですかね。構成メンバーを教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

福祉部内の各課の係長クラスです。うちの課は課長も入っておりますし、時々、課長が入る こともありますが、基本的には係長、課長補佐レベルで入っております。

○川上委員

そうすると、福祉部内のそれぞれの課は全員関わっていると。しかし、市立病院は関わっていないし、学校も関わっていないと。それは福祉部内では重層的になるけれども、それ以外との関わりからいえば、重層の枠が狭いですね。

○福祉部長

現在のところワーキンググループで、福祉部内でしておりますけれども、実際にどういった ことをしていくのかを具体的に話していった上で、連携していく団体・機関等は入ってくる予 定としております。

○川上委員

そうしたら、そのワーキンググループの設置に関わる資料、それから、何回あったんですかね、グループ会議、その会議録、そこに出された資料などについて、準備がありますか。

○社会・障がい者福祉課長

現時点はちょっと準備はしておりません。

○川上委員

情報開示請求をしたら出てくるものが準備されているかということです。会議録はあるかというような趣旨です。

○社会・障がい者福祉課長

会議録はございます。ただ、このワーキンググループを設置するための要綱らしきものは特につくっておりません。

○川上委員

直近の予定の会議はいつですか。

○社会・障がい者福祉課長

最近では先週行っております。また、来月も行う予定でございます。

○川上委員

来月はいつですか。

○社会・障がい者福祉課長 まだはっきり決めておりません。

○川上委員

それらについては、いつか何かで市民に知らせるようなことになるんですか、ならないですか。

○社会・障がい者福祉課長

現時点ではまだその段階になっていないと思います。それで、実際に私たちのほうはまず内 部的に固めないと、これは話が進みませんので、まず中のものをきっちり固めていくというこ とを前提に動いております。

○委員長

川上委員、虐待の予防というところでの重層的支援の事業について、次はお願いいたします。 (発言する者あり)少し重層的支援体制にかなり寄っているかなと思ったので。(発言する者あり)もともとが虐待の予防事業というところで話をしているので、今、重層的支援体制事業にかなり偏ってきたのかなと思ったので、予防というところでの質問にしていただきたいと思って言っております。(発言する者あり)

暫時休憩いたします。

休憩 15:05

再開 15:07

委員会を再開いたします。

○川上委員

固まっていないからということのようですけれども、もう何度も言いますけど、子ども家庭総合支援拠点の5年かかったことについて、反省がないんだよね、私の評価は。それから3児童死亡事例についても先ほど言ったとおりですよ。もう途中でやめているんだから、最初から検証。そういう立場の中で、この問題を、一つの大きな課題となるだろう支援のね、重層的というやつを考えていますよと。まるで見えないじゃないですか。スケジュールも言わないし、

メンバーも言わなかった。もう一つ一つふすまを開けていかないといけない。吉良上野介はどこにいるか分からないんですよ。それで、最後はもう委員長が聞くなという感じなんですよ。付託案件の審査ができないじゃないですか。だから、やっぱり社会福祉協議会とはキャッチボールをしているようだったけれど、市民とキャッチボールしてくださいよ。この間、教訓があるじゃないですか、自治会の皆さんとかね、自治会長の皆さんとか、福岡県とキャッチボールするかは分からないですよ。でも、私は生活支援課は特別な地位、責任を持って、関わってもらうようにするべきところだと思いますよ。もう特別な位置にあると思うんですね。

それで、この件については一度情報開示請求しようと思いますので、それを踏まえて、次の機会に詳細に聞きたいと思います。それまで、個別的案件で子どもが命を失ったり、障がいのある方、それから高齢の方が命を失うようなことがないように頑張りましょう。終わります。 〇委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

本件につきましては、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から1件について、報告したい旨の申出が あっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「公用車による交通事故の発生について」、報告を求めます。

○高齢介護課長

「公用車による交通事故の発生について」、ご報告いたします。資料をお願いいたします。 事故の概要についてご説明いたします。

本件事故につきましては、去る2月21日、火曜日、午前9時50分頃、高齢介護課職員が、 飯塚市口原地内において、介護認定調査のため、調査先医療機関駐車場に到着し、市車両から 降りる際、急な突風により市車両右側前部ドアが大きく開き、市車両の右側に駐車してあった 相手方車両の右側後部ドアに接触し損傷させたものでございます。

この事故の原因につきましては、車から降りる際にドアを開けるとき、周囲の安全確認が必要であり、その安全確認が十分にできていなかったことが原因でございます。

なお、事故によります市の過失は100%であり、相手方及び市側とも人身傷害はございません。

職員の交通事故防止につきましては、朝礼や課内研修の際など、機会あるごとに安全運転についての注意喚起を行ってまいりましたが、今後とも引き続き、職員に対しまして、交通事故防止、安全運転の励行についての指導を徹底し、事故の再発防止に努めてまいりたいと考えております。

また、事故の報告が遅れましたことに対しましても併せておわび申し上げる次第でございます。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。 これをもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。